

18 世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (1)

谷 口 晋 吉

はじめに

本論文は、表題時期の北部ベンガル社会を、在地領主制と農民社会の織りなす重層的統合関係（それを、農業社会構造と呼ぶ）の中で、把握することを目的とする。もとより、この様な大きな課題を扱うには、我々の利用し得る歴史史料は余りにも乏しい事は認めざる得ないが、とにかく、現在利用可能な最良の文献を用いて、基礎的な整理をしておきたい。

18 世紀後半という時期は、ベンガル地方にとって極めて重要かつ微妙な移行の時期であった。中世ベンガルの最終局面を飾った、高度に組織化されたムガル帝国の州権力が崩壊し、それによって、それと相互依存関係に立ちながらベンガル各地で在地的支配を行なってきたザミンダール達は、背後において彼等を支えていた中央権力機構を失い、深刻な危機的状況に立たされた。その一方で、地域社会の胎内では、上位権力の混乱に乗じて、在地小有力者層による新たな権力構造樹立への蠢動が見られた。後の歴史が示す様に、ザミンダール達は、英国植民地支配権力を受入れ、その在地的支持者となる事によって、この危機を切り抜け、一時的にせよ彼等の存立をさえ脅かし始めた在地社会内部における無数の小権力者層の下からの台頭を、当分の間、封じ込める事に成功したのである。当然に予想

される様に、このザミンダールの成功は、大きな代償を払わずには達成され得なかった。すなわち、ベンガルのザミンダール達は、強大な在地権力を持つ地方的支配者（在地領主）から英国植民地統治体制下の地方的な法定地主へと徐々に変質を迫られて行ったのである。そして、それとともに、ベンガルの農民社会にも少なからぬ変化が生じた。本論文が明きらかにしようとしているのは、英国植民地支配下においてこの様な方向へ向って大きく変容を開始する直前の、ベンガル農業社会のいわば中世的な構造である。

本論文は、ベンガル北部ラングプール県の西端に位置するスワルププール郡を中核とした中小規模の一つのザミンダール領を対象として、上の課題を追究する。この所領を取上げる主たる理由は、ここに関して既に私が何回か利用してきた J. H. ハリントンの優れた報告書が存在する事であり¹⁾、又、当領を東西両方向から挟んでいるディナジプール、ラングプールの二県に関して、時代はやや下がるが、F. ブキャナンの詳細な二冊の報告書を利用し得る事もこの様な研究にとっては、極めて貴重であるからである。

この論文は、在地領主制を扱う第一部と農業生産と農民社会を扱う第二部の二部構成をとるが、本稿は、その内、第一部のみを収める。続く第二部も、出来るだけ早い機会に発表すべく、準備を進めている。

第一部 在地領主制

ここでは、スワルププール領の支配と経営の在り方を検討していきたい。まず、第一章でこの所領の財政構造を出来るだけ詳しく再現しその特徴を捉え、第二章では、前章の検討結果を踏まえながら、その支配・統治の構造の再現を試みる。

第一部を始めるにあたって断っておかねばならないのは、史料の制約上、以下の叙述は、ベンガル暦 1194 年, 1195 年, 1196 年 (西暦では, 1787 年, 1788 年, 1789 年) の 3 年間のデータによっているという事である。英国支配開始後 20 年余り経過した時点という事になるが、その時点においてもこの所領においては未だ基本的にはムガル期以来の統治体制が布かれていた事は史料中の各所の記述より明きらかであり、その故にこれらのデータは、我々が設定した本稿の課題に利用し得るものである。又、同じく史料の制約上、ここで為し得るのは上記の時点における在地領主制の静止的断面を描くことであり、その時系列的変化を扱う事は出来ない。

第一章 財政構造

(1) 所領構成の概要

スワルププール領の財政構造を述べるに先立って、この所領の規模等についての概要を与えておこう。この所領について、1788 年に会社政府のインド人官吏ケワル・ラーム (Kewal Ram) の行なった測量があり、それをハリントンが補正した推計値によれば、領地の総面積は 129971 ローカル・ビガ (1 local bigha=0.6 acre. 以後、本稿では、単にビガとした時には、ローカル・ビガを指す)、すなわち、約 315.5 平方キロメートルであり、その構成は、表 1 に示されている。同表によれば、この所領の実に 88.0% が産出地 (hassil) である。ところで、ハリントンが上述の補正を行う前の数値だと、この値は 70% 弱となるが、いずれにしても、当時、既に、このベンガル北辺の地においてもかなり開発が進んでいたと言わねばならない。さて、この表の説明をもう少し加えておこう。まず、荒蕪地であるが、ここには、河川 (nadi)、池 (pushkarni)、森林 (jangal)、沼沢 (bil)、道路 (rasta)、砂地 (balu)、砂岸地 (char) その他の非可耕荒

表1: スワルププル領の地目

	総面積 (Rakbah)	非可耕荒蕪地 (Purti Ghair Laik)	可耕荒蕪地 (Laik Purti)	産出地 (Hassil)
ケワル・ラームの測量値	110810	16334	18289	76187
ハリントンによる補正值	129971	7117	12738	110118
(備考) ハリントン報告, 主報告第二節 (The Measurement made in 1195) に記載された表. 耕耘の五入した。				

蕪地 (purti ghair laik) と可耕荒蕪地 (laik purti) とが含まれる。ところで、地代を払わない非占有休耕地はこの荒蕪地に含まれるが、農民が地代を払い自分の保有地としての権利を留保している休耕地 (purti raiyat) は、ここではなく、産出地中の一般農地 (raiayati) に入った。同様に、宅地 (baribund, khanchbari, prajabari) やムスリム墓地 (dargabari), 果樹園 (bagchebari), 宅地跡耕地 (khetan khod) 等も園宅地 (khod) として地代を払い産出地の範疇に入った。ところで、荒蕪地を除いた全ての土地が、ザミンダールの視点から見ると産出地という事になるのだが、これも又、表1に見られる通り、幾つかに分類される。即ち、主に宗教的施与地からなる免租地 (bazi zamin), 直営地 (zamindari khamar), ザミンダールの各種人員への免租奉公地 (be-jamai chakran), そして、輸租奉公地 (jamai chakran) と一般輸租地 (raiayati) である。それぞれの面積については、表中に示されている。ここに挙げた地目区分の仕方は、当時の慣行に則ったものであり、我々の課題にとって多くの示唆を与えてくれる筈だが、その一層の検討は現在までに入手し得た史料によっては充分に果し得ないので、将来の課題として残したい。

(2) 財政構造

J. H. ハリントンは、東インド会社政府がベンガルに永久地租査定を導入するに先立って同地方の財源を徹底的に調べ上げる必要の生じた時に、地租局 (Board of Revenue) によってそのモデルケースとして選ばれたこ

18 世期後半北部ベンガルの農業社会構造 (1)

構成 (1788 年)	(Local Bigha)				
	施与地 (Bazi Zamin)	直営地 (Zamindari Khamar)	不輸租奉公地 (Bejamai Chakran)	輸租奉公地 (Jamai Chakran)	一般農地 (Raiyati)
	13182	526	4770	5015	52693
	14163	628	5264	7390	82671

みをして播種はしない土地 (Asha Chas) に関するハリントンの修正値は採用しなかった。ビガ以下は、四捨

の所領に派遣され、現地調査を行い、本稿の主史料となっている詳細な報告書を作成した。彼は、この所領の財源を推定するにあたって、その所有者 (zamindar) が管理してきた種々の台帳類を提出させ、特に、受取り側のザミンダール中央役所帳簿と払い込み側である村の決済台帳とを細部に至るまで克明に突き合わせた。その作業の結果、彼は双方の対応する数値が殆ど一致している事を知り、それらの信憑性を確信するに至った。この細心のチェックと、同時に行われた数ヶ村の村落の全面積の実測とが、彼の報告書の信頼性を極めて高いものとしている。以下における財政構造の分析は、このハリントンの報告書と彼がそれに付録として添えた統計表、会計記録、代官や村役人の証言記録等に基づいて行われている。

上にも多少触れた様に、ザミンダールの財政構造は、多重的な構造をなしている。その、頂点に立つのは、ラングブール市内のザミンダールの居館に付設されたと思われるザミンダール中央役所 (sadar kachari) における勘定であり、その下には、領内二箇所に設置された郡役所 (pargana kachari) の勘定がある。更に、その下には村役所 (gram kachari) の勘定があった。そして、このいわば通常の勘定の他に、次章で議論される地代請負人 (zimmehdar) や独立農場主 (huzuri jotedar), 直営農場 (khamar) そして神殿 (ishwarbari), 市場税等の諸種の雑勘定があった。ハリントンによれば、領地収入の6分の5は、通常の勘定から生じ、残る6分の1はこの諸雑勘定に由来した。

表 2: ザミンダールの中央勘定

受取り

実徴収額 (Sadhuni)	54183
借入額 (Karjja)	17311
直営地収入 (Khamar)	684
バラモン施与地 (Brahmottar. 係争中)	102
聖地維持費 (Kashi Brit)	2406
付加課徴 (Mathot)	871
ポーター費 (Barburdari)	3002
布帛・拝謁費 (Sheropa Nazir)	958
両替料 (益金) (Batta)	20
	<hr/>
	79537

支出

送金 (政府地租その他. Irsal)	49019
両替料 (損金)	91
所領購入費用に対する利子	8603
通貨磨滅損料 (Kamozzon)	1454
地代払い初め儀式 (Punnah)	14
地代送達費用 (Khazna Kharcha)	48
賃金 (政府役人スルジャーナラインへの支払い)	3011
歩兵日当 (Khutjiri)	31
役所燈油代	65
バラモンへの布施 (Raja Ram への慣例的支払い Mamuli Brit)	2
神事費用 (グルトゥリーにおけるヒンドゥー祭 式費用. Deb Sheba)	361
役所補修費	79
役所用のマット	6
配給費用 (雨期の財貨運搬の為の施設. Ghatbari)	99
布帛費 (Sheropa)	3000
特務役人派遣費 (Jalkar Chato Amin)	114
聖地維持費 (Kashi Deb Sheba)	2406
マトート (本文を参照されたい)	1051
ザミンダールの個人的費用 (スワルププル領内で)	391
同上 (ラングプール市内で)	4571

18 世期後半北部ベンガルの農業社会構造 (1)

同上 (カルカッタからの旅中に) 1000

75428 (Rupees of Sorts)

備考: ハリントン報告, 同封文母第 14 号 (Abstract of Jama Kharcha for 1194 last preferred by Durgagutty by direction of Gopi Mohan). この表には, 受取側, 支出側ともに, ザミンダールの交代 (旧ザミンダールは, 税金滞納の為に, 1787 年 4 月に領地を競売に付された) に伴う, 特別な支出が含まれており, その為に, 平常時の財政構造からはズレが生じている. 本文中の分析では, このような特殊な要素はなるべく排除している.

表 3: スワルププル郡とシュジャナガル郡の出納決済表 (1787 年)

1. 実徴収額 (Sadhuni)	79239
2. 借入金 (Karjja)	5961
3. 合計	85200
4. 両替料 (Batta & Nij Kami) を控除	2281
5. 残高	82919
6. 中央送金額 (Irsal)	54779
7. 地方機構費 (Mafassal Saranjami)	2295
8. 諸費用 (Kharcha) cf. 項目 9~項目 35	25819
9. 政府役人スルジャナラインへの支払い (Amin Surjanarain)	6091
10. 同上の書記, 歩兵への支払い (Mohrirs & Piadahs)	2643
11. 白人有力者への支払い (Sahiban Kharcha)	36
12. 付加課徴 (マトートと同じ性格. Sadar Kartan)	870
13. 人件費 (郷武装人員. Shumar Kartan)	298
14. ポーター費用 (Barburdari)	2941
15. ザミンダールと, その中央役人への支払い	463
16. 中央神事費用 (Debsheba Sadar)	497
17. 代官命令 (中央に送る食料など. Farmaish)	129
18. 地代払い初め儀式の費用 (Punnah Kharcha)	58
19. 役所のマツト (Kachari Ferash)	9
20. 購入された送金袋 (Muttooa Kharid)	0-5
21. 地方分所の灯明の油代 (Teil Cherag)	13
22. 事務用上質紙 (Sada Kagaz)	69
23. 地方分所の事務所補修費 (Chakla Ras)	40
24. 俸給と扶持 (Maine & Khorak)	1191
25. 代官命令による贈与 (Chanda)	60
26. 各種食費 (Khorak)	45
27. 歩兵日当 (Paik & Piadah)	1608
28. 中央役所などへの各種物品送達の為の労務者賃金 (Begari)	15
29. 護衛兵日当 (Arinda)	38

30. ヒンドゥー神事費及びムスリム聖人供養費 (Debsheba & Sirni)	161
31. 農民代表諸経費 (Rayan Kharcha)	2084
32. 布施・施し (Bhik & Khyrat)	747
33. 借入金利子 (Karjja Sud)	2597
34. 金貸の利子 (Mahajani Sud)	2873
35. 金貸の送った監視兵の費用 (Mahajani Mohussil)	243
36. 使途不明金 (Baki Monjud)	25

備考: ハリントン報告, 同封文書第15号 (Abstract Account Wassilaut of Parganas Swarupur and Shujanagar for 1194). 四捨五入した為, 若干の誤差が生じる.

この所領の財政構造の概要は, 表2と表3に与えられている. 表2は, ザミンダールの中央役所受取及び支出を一括して示したものであり, 表3は, 主に, 各村の村役人が作成した村方決済台帳 (wassilaut) を所領全体で集計したものである. これら二枚の表は, 多重的な財政構造の最上位と最下位の両極に位置するものであるから, 当然ながら, 両者は正確には一致しない. 例えば, 表3には, 村人が負担しているにも拘らず正式には認知されていないザミンダール関連費目 (村役人の住居手当の一部をなした *bhasha kharcha* 等. これについては, 後述) やザミンダールの一切関与しない徴収 (例えば, 次章で説明される, ムスリム法官 (*kazi*) の徴収する手当) は記帳されていない. 他方で, この表に捕捉されてはいるが, 中央勘定 (表2) には現れない費目もある. その内で最も重要な項目は, 地方機構費 (*mafassal saranjami*) と地方諸掛り (*mafassal kharcha*) であろう. 前者は, ザミンダールの地代徴収の機構及び治安維持の機構の維持費用であり, 後者は, 村役人が村人の同意を得て, 村毎に徴収しかつ支出した村落に関わる各種の共同費用である. こうした項目は, 中央役所まで到達しないで村や郡の役所のレベルで支出されるが, 中央がその徴収を承知しているものである.

この様に, 表2と表3はそれぞれ捕捉する範囲を異にするのであるが,

更に、このどちらにも現れない重要な財政費目がある。それは、表1において免租地、免租奉公地とされた土地からの収益である。これらの土地、特に後者は、次章で見るように、ザミンダールの膨大な在地支配機構を支える経済的基盤をなしていたのである。ザミンダールは、所領支配に関する多くのサービスを、奉公地を与える代償としてその保有者達から引き出していたのであり、これらの土地の財政的また経営的な意義は極めて大きかった。

上に見たように、表2、表3に与えられた多数の項目は、なお、ザミンダールの財政の全構造を示すという訳には行かない事に留意した上で、この二枚の表のより詳しい検討に入って行こう。

(i) ザミンダールの中央役所受取の諸勘定

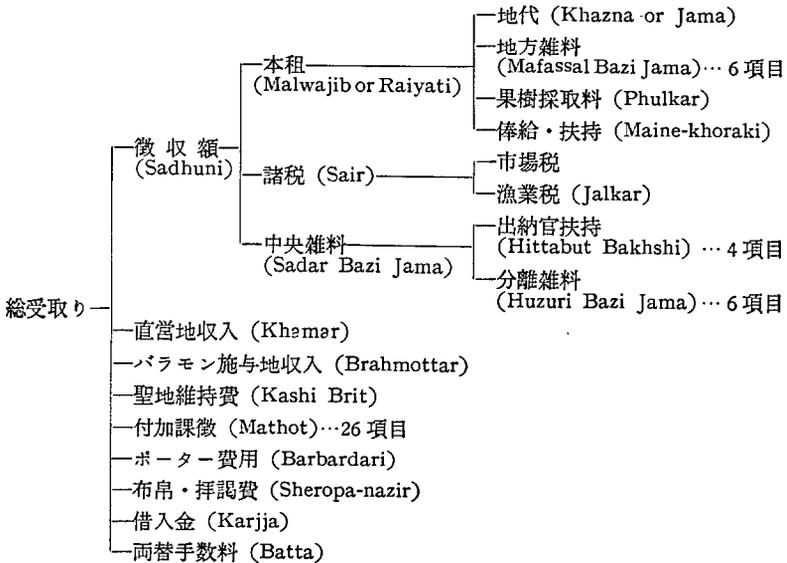
それでは、表2によりながらザミンダールの中央役所受取の諸勘定に検討を加えよう。この表は、ザミンダールが所領経営の実務を委ねていた代官ドルガグッティ (Durgagutty) によって作成されたものであり、諸項目の立て方などは、この所領の従来やり方に従っている。同表に見られるように、中央受取収入は九項目からなるが、その内、借入金 (karjja) と両替料 (batta) の2項目は、技術的な性格が強い。残る7項目を見ると、それは更に、実徴収額 (sadhuni. 直営地 (khamar) 収入もここに入っている。前者の辞書的意味は、徴収されたり執行された実際の金額という事であり、収入と支出が融合した概念である。これは、重要な点であるので後に議論する)、宗教施与地収入 (brahmottar と kashi brit)、そして、付加課徴 (mathot, barbardari & sheropa nazir) の三つに分けられよう。以下において、それぞれについて、もう少し詳しく見ておこう。

実徴収額とした二つの項目のうち、前者 (sadhuni) は、疑いなくザミンダールの全財政の根幹をなす。代官の説明によれば、この項目は、更に、

本租 (malwajib or raiyati), 諸税 (sair), 中央雑料 (sadar bazi jama) に分かれる。本租は、「主に、農民の払う地代 (khazna or jama) からなる。そして、小さな部分を地方雑料 (mafassal bazi jama), 果樹採取料 (phulkar) そして俸給・扶持 (maine-khoraki) が占める。」諸税は、その大半は、市場 (ganj, haut, bazar) の使用料からなるが、漁業料 (jalkar) もここに入った。最後の項目、中央雑料は各種料金, 科料, 没収財産からなった。種々の項目がでてきたので、理解を助ける為に簡単な表 (表 4) を作っておく。さて、以上に挙げた諸項目の具体的内容を見て行かねばならない。

まず、サドゥニーの諸項目を見る。これらの内、本租の中心をなす地代に関しては、かつて、小論文を書いたことがあるので、ここでは、他の諸項²⁾について、史料の示す所を見ておこう。地方雑料は、更に 6 項目に分れ

表 4: ザミンダールの中央受取り勘定の概要



る。即ち、(1) 甘蔗圧搾機設置料 (gurgatch salami): 甘蔗圧搾機 (gurgatch) を所有する農民が、それが稼働しているか否かに拘らず、慣行的に払う固定されたある金額の礼金。(2) 床屋礼金 (nai salami): 幾つかの特定の村で、床屋 (nai) が営業特権を与えられた事に対して払ってきた慣行的な料金。とはいえ、村人は、彼等の意志に従って、床屋を選んだり辞めさせたり出来る。(3) 裁縫師礼金 (darji salami): 若干の村で、裁縫師が払う同様の料金。(4) 課徴金 (mathoti): 若干の村の農民が昔から払ってきた貢納金。固定したごく小さな金額だが、もはやその理由は不明になっている。(5) 貝貨販売益 (kauri sangkhat): 特定の幾つかの村の地代の一部として、貝貨の販売益に課したもの。ザミンダールは、農民の納入する貝殻 (小さな巻貝であり小額の貝貨 (kauri) として、市場で用いられた。1 rupee は、5760~5920 個のカウリーに等しい³⁾) を受取り、それを売却して得た利益が定められた金額を満たしていれば、それ以上を農民から要求する事はないが、もし、売却益がそれに満たない時には、その不足額は、それらの村の農民に対する貢納金の一律賦課によって清算される。(6) 池の魚及び生物の販売料 (pushkarni macchi & jhan bikri): 貯水池で捕えられたり、用水路から打ち上げられた魚等に対する定められた料金。ただし、これは、前記の漁業料が課されていない場所においてのみ取られる。ある村では、村差配は、捕れた魚の一部を受取り、自分で売る。他の村では、農民が魚を取り、その代りに固定料を払う。以上の6項目が地方雑料をなしたが、合計金額は、Rs. 171 に過ぎない。しかし、これらの細目は、ザミンダールの経済支配の実体を示すものとして非常に興味深いものである。次いで、本租を構成する残りの2項目(果樹採取料と俸給・扶持)について見る。前者は、マンゴーやジャック・フルーツその他の果樹の果実の採取に対して課せられる固定された料金である。残念ながら、全ての果樹がザミンダールに属したのか、それとも、農民所有の果

樹も存在したのか等については、明証を得ない。この項目の合計金額は、Rs. 64 と僅かである。後者は、本来、地方機構費 (mafassal saranjami) として計上されていた金額であるが、ザミンダールが地方機構費を削減した際に、その削減分の一部が改称されここに移管された。合計で Rs. 739 である。名称は変更されたが、用途は同前であったと考えられる。以上でサドゥニーに属する諸項目の内、本租関係の検討を終え、次に、諸税 (sair) を見る。諸税は、市場使用者に対する料金と漁業料とからなるが、前者がはるかに大きな比重を占める。合計 Rs. 1344 である。従来のベンガル研究史では、一般に市場税が過度に高くその為に商業活動が阻害された事が強調されてきたが、スワルブプール領では、これの徴収を請負った請負人達は、慣行的な料率に規制されて、法外な徴収を行なう事はなかったことが、領内随一の穀物市場フプラ (Hubra) におけるハリントンの調査で明きらかになっている。さて、サドゥニーを構成する最後の項目の検討に移ろう。それは、上で中央雑料と呼んだものであり、総額は僅かに Rs. 141 に過ぎないが、これも又、かなり複雑な構成を示している。この中央雑料は、まず、二つに大別される。出納官扶持 (hittabut bakshi) と分離雑料 (huzuri bazi jama) である。前者は、出納官勘定 (bakshi jama kharcha) の一部をなし、合計で Rs. 61 である。その内訳は、(1) 司祭料 (jajmani salami): 低位カースト・ヒンドゥー又は商人集団 (shahu) の祭儀を司どるバラモン (brahman) 又はプローヒト (purohit) の払う固定された礼金。(Rs. 3)。(2) ムスリム村方法官礼金 (molla salami): ムスリム法官 (kazi) の払う年間料金 (Rs. 14)。この法官については、後述する。(3) 没収 (foti): 相続人のいない死亡者の遺産の接収 (Rs. 16)。(4) 裁判料 (etlak): 訴訟において敗訴した側からとる料金 (rassum)。これは固定された料金ではなく、判決までに要した日数を基準として支払者の経済状態に応じて課される。かつては、かなり多額に上ったが、ハリ

ントンの調査時点ではごく少額になっていた。又、代官は、事情によっては、この支払を免じる事もあった。合計で Rs. 28. さて、中央雑料を構成するもう一つの項目(分離雑料)は、次の6種からなり、総額 Rs. 80 であった。(1) プンナー礼金 (punnah salami): 年の初めの地代支払い時に行われる祭儀である。農民 (raiyat), ザミンダール役人 (amin), そして、年貢請負人 (zimmehdar) の中で、この時にこの礼金を支払う慣行のある者だけがこれを払う。合計で、Rs. 31. (2) ジャック樹販売礼金: ザミンダールのジャック樹の代金 (Re. 1). これが、果実の代金なのか、伐採した樹木の代金なのかは不明である。(3) 甘蔗圧搾機料 (gurgatch salami): この装置をもつ農民の中で、この礼金を払う事が慣行となっている者だけが払う。所有する圧搾機の台数に応じて年間の金額が定まる。Rs. 26. (4) 役所勤め労務者礼金 (dowlia salami): 奉公地を与えられ、役所の建物の補修、財貨 (treasure) の運搬、その他のサービスを行う労働者 (jagiri dowlia) が払う年間の礼金 (Rs. 16). (5) 裁縫師礼金 (darji salami): 奉公地を持つ裁縫師 (jagiri darji) の払う礼金 (Re. 1). (6) 結婚料 (bibaher marocha): 結婚に対する課徴。Rs. 5. 金額は固定されておらず、当事者の経済状態と意向によって決まる。かつては、一組の結婚につきールピーを上回る上級役人への贈物 (marocha) もあったが、調査時点では、ザミンダールへの支払い (beiti) のみで、その金額も1~2 アンナと少額であった。代官はこの徴収について次の様な興味深い証言を行なっている。「(結婚する者から) 私の許に結婚式に不可欠のある種の花を与える様に地方の庭園師 (mafassal mali) に命令を出す様にという要請がきます。そこで、私はその者たちの経済状況により1から2アンナを受取った上で、花を供給するように命令を出します。私は同時に村差配にも命令を出し、その結婚式にいかなる妨害も生じないように手配させます。」先に見た様に、直営地 (khamar) からの収入もザミンダールの中央勘定

に入る。その土地の一部はザミンダールの給地奉公人 (khamaru) が耕作してその生産物を収め、その他は、農民に小作に出された。納入された生産物や地代は総額 Rs. 684 にのぼり、書記官 (mohrir) によって収支 (jama kharcha) が管理された。

さて、中央受取勘定の第二のタイプとして挙げた宗教施与地収入について見る事にしよう。ここに取上げる収入 (kashi brit) は、聖地ベナレス (kashi と呼ばれる) に維持しているザミンダールの宗教施設の諸費用に充てるために割当てられた土地からのものである。宗教施与地は、特定の個人や宗教施設などに対して与えられる免租地であるから、通常はザミンダール勘定には現れない。しかし、特にこの土地の場合にのみ、ザミンダールが任命した神殿財務官 (ishwarbari dewan) が管理を行い、そこからの収入 (Rs. 2249) は彼から代官の許に送られた。そして、代官がこの金額をベナレスに送金しそこにおける所定の費用に充てた。この為に、この土地からの収支勘定が、中央勘定の一項目をなすことになったのである。表2では、もう一つの項目がこの範疇に入っている。それは、パラモン施与地 (brahmottar) の地代 (Rs. 89) である。この土地は、本来、他の免租地と同様にザミンダール勘定には計上されないものである。だが、偶々、ザミンダールとこれを保持していたパラモンのチャンド・チャックラパルティ (Chand Chakrabarty) との間に、施与の正当性をめぐって争いが生じた為に、そこから得べかりし地代としてザミンダール側が中央勘定にこの金額を計上したという特別の事情があった。従って、これは、例外的事例と考えねばならない。

先に見たように、中央勘定を構成する項目の第三番目のタイプとして、付加課徴がある。表2ではこのような性格のものとして3つの項目が挙げられている。その内、慣行的に確立された徴収であったマトートから見ていこう。これは、徴収額 (Rs. 871) と支出額 (Rs. 1051) に多少の差が見

られる。いずれにしる、さほど大きな規模の項目ではないが、その細目を見ると、実に、26もの種類に分れている。そして、その中には、ザミンダールの所領支配の社会的、又、在地的性格をうかがわせるものが少なからず見られるので、細目が与えられている支出勘定によってその内容を再現しておきたい。(1) 神事費 (ishwar sheba): ヒンドゥー神 (Sham Rai Thakur) への供物と各種ヒンドゥー祭の費用。合計 Rs. 257。(2) ムスリム聖人への供物 (pir sirni)。Rs. 6。(3) ザミンダール役人旅費 (amud-ruft kharcha): Rs. 8。(4) 食費 (keharan): 奉公地を持つ労務者 (jagiri bearer) が、勤務についている期間に受取る日当 (Rs. 11)。(5) 贈与 (khyrat): ザミンダール役人への旅費及び歓待の費用と祭事の贈物 (Rs. 41)。(6) 接待費 (othitan): 領内の中心地であるグルトゥリー (Gurtully) において旅人や托鉢僧に食事や布施を振舞う為の出費 (Rs. 13)。(7) 布帛費用 (sheropa kharcha): ザミンダールが農民に与える布帛を運搬した者への食費 (Re. 1)。(8) 警察費 (faujdari kharcha): 盗賊 (dakoit) 捕縛に要した費用 (Re. 1)。(9) 鉄製足枷製造費 (biri kharcha): Re. 1。(10) 地勢図費用 (noksha kharcha): 郡地勢図の制作費 (2 annas)。しかし、ハリントン、この地図の完成する見込なしと記している。(11) 市場開設費: モヒーシュコル (Moheiskol) 村に新市場を開設する為に要した費用 (Rs. 3)。(12) 市場経費 (hautkola): 市場に旗を運んできた伝令 (hirkarrah) への食費 (1 anna)。(13) 灯明費 (motha kharcha): 役所内で死亡した歩兵長 (jamadar) の弔いの為に要した油代 (2 annas)。(14) 拝謁料 (nazirana): ザミンダールのゴビー・モハンに代官や上級役人が拝謁した時に渡した贈物の費用 (Rs. 49)。(15) 贈与 (shagirdpeysya?): ゴビー・モハンの召し使いへの贈物 (Rs. 26)。(16) 地代台帳送付費用: 代官が、ラングプール市のザミンダールの許に地代台帳を届けた時に、ザミンダールの財務官 (dewan) や県収税官の歩兵長 (jamadar) に贈った

品物の費用と台帳を運んだ代官の一隊の食費 (Rs. 139). (17) 神殿賛歌 (ishwarbari kirtan): シャーム・ライ神殿で神の賛歌を歌い、囃す者の費用 (Rs. 24). (18) ラーマーヤナ賛歌 (Ramayon kirtan): ラームの祭りの歌手や囃し手の費用 (Rs. 4). (19) 役所灯明費: 金庫 (malkhana) と弾薬庫 (gurikhana) における油代 (Rs. 21). (20) マット代 (ferash): 金庫に敷くマット等の費用 (Rs. 13). (21) 役所修繕費: 郡役所 (pargana kachari) と付属建物の修繕費用 (Rs. 62). サヘーブ費用 (sahiban kharcha): クリスマスや新年にサヘーブ (白人の有力者) に送った品物の経費. 積を運んだ時のクーリー (労務者) の食費も含む (Rs. 3). (23) 歩兵費用 (piadah): 村民の逃散を防止する為に村に派遣した歩兵とカルカッタから命令を運んできた伝令への費用 (Rs. 4). (24) 農民関連費用 (rayan kharcha): 次の6項目からなった. 1. 農民に振舞った食事の費用 (Rs. 24). 2. シューク・ラート (Shukrat) 祭に農民に配った菓子の費用 (Rs. 8). 3. ドール・ジャットラ (Dol Jatra) 祭の費用 (Rs. 133). 4. 2名の托鉢僧 (gosain) に、宗教賛歌を歌わせた報酬 (Rs. 45). 5. ある役人 (khansuma) の兄弟の帰国費用 (Rs. 5). 6. ラングプールから来た歩兵 (peon) の食費 (3 annas). 以上、合計 Rs. 214. (25) ザミンダールの諸経費 (zamindari kharcha). ザミンダール、ゴビー・モハンに献上した米、魚、野菜. 彼が慈善、シャム・ライへの供物として支出した金額、彼の奉公人の食費、そして、ラングプール県の財務官 (dewan) ニッターナンド・ボソー (Nitanand Bose) の為に買った米の代金として、合わせて、Rs. 142. (26) 政府役人のスルジャナライン (Surjanarain) の決算報告のラングプールへの送達費用 (Rs. 8). 以上、26項目である.

この様に種々雑多な諸費用が、マトートという勘定のもとで、地代とは別個に徴収され支出されており、その内容や金額は、当然に、年々の実際の必要に応じて変化したが、それらの徴収それ自体は農民によって慣行的に

了承されていた事を指摘しておこう。さて、先に述べた様に、この年のザミンダールの中央勘定には、更に、二つの付加課徴が、マトートとは別に臨時的に計上されている。ポーター費用 (barbardari) は、1787年に、ザミンダールのゴビー・モハンが、代官の要請によりスワルププールの領地を訪れた際に掛かった費用である。これは、上記のマトートとは異なり、まだ慣例として確立していない臨時の費用であった為に、代官は、領内の主だった農民を招き、この金額の支払いを新たに要請しなければならなかった。農民側は、相談の上、この要求が正当であると認めそれを負担する事に同意した。そして、その際、彼等は、引受ける金額を Rs. 3002 とし、村毎に請け状 (tahud) を出したのである。その後、この金額は代官によって通常のルートを通して徴収され、ザミンダールの許に届けられた。この様な経緯があったので、中央勘定においても、この項目が別個にたてられたものと思われる。当然ながら、次年度には、これは徴収されていない。もう一つの付加課徴は、布帛・拝謁費 (sheropa nazir) である。これも、同じく 1787年にザミンダールが自領を訪れ農民と会見した際に農民達に下賜したショール、ターバン、布帛等の返礼として、農民達が相談してザミンダールに払った金額 (Rs. 958) である。これは、農民からの自発的贈与とされている。なお、この時にザミンダールが下賜した品物の総額は Rs. 3000 内外と見積もられているから、全額を返した訳ではなかった。この、最後の二つの臨時的な付加課徴もまた、当時における農民とザミンダールの関係を示すものとして注目される。

さて、今までは、表2によりつつ、ザミンダールの歳入を中央勘定のレベルで見えてきたのだが、次に、村役人のレベルにおける諸勘定、言葉を換えれば、村役人が村人から徴収し彼の責任において支出した諸勘定を見る事にしたい。先に挙げた表3がある程度はこの目的に答えてくれる。この

表は、「ザミンダールが受け取った金額を超えて、農民がどれほどを払っていたのか」を示す事を目的として、「役人や差配の管理下の所領のおよそ6分の5については、……村役人の出納決済帳簿 (wassilaut) から作成され、残る6分の1は、ザミンダールの中央出納台帳 (sadar jama khar-cha) から作成されている。」この6分の1は、先にも触れた様に、諸税 (sair), 雑料 (bazi lama), 個人的請負農場 (zimmehdars' farms), そして独立農場 (huzuri jotedars' farm) 等からなる。この表には、今述べた如く、中央勘定に持上がった部分と地方レベルで処理された部分とが混在しているのだが、その区別は表中には明示されていない。そこで、これらの諸項目に関する所々の説明から両者を区別した。ただし、この両者への区別の作業は、情報が不足している為に必ずしも万全を期し難かった事を、予め、断っておきたい。それでは、表3の配列に従って、地方レベルで処理された部分に重点を置きつつ検討していく事にしよう。まず、明きらかなのは、この表の作成された年 (1787年)、この所領の領民が、様々なルートを通して、又、様々な名目のもとで、合計、Rs. 85200 (of sorts) をザミンダールに支払った事である (項目30)。農民は、その内、Rs. 79239を自己資金から払い (項目1)、残る Rs. 5961は、借入金 (karjja) によって賄われた (項目2)。この借入金については、後に触れる。ところで、私の上記の作業結果によると、村役人をはじめとするザミンダールの各種徴収機構を通して上記金額中の5分の4ほどが中央勘定に入り、残る約5分の1は地方で使われていた。そこで、この残り5分の1強について主に見ていくことにしよう。まず、明白にここに入るものは地方機構費 (mafassal saranjami) である (項目7)。これは、村役人 (gram karmachari。これは総称であり、より具体的には、村差配 (mafassal amin) と村書記 (patwari) ないし村方事務官 (単に karmachari と呼ばれる) がいる) への貨幣給与、事務用紙 (kagaj), 財貨の輸送費、ルピーの両替、地代払

い初めの祭儀 (punnah), 神事費 (deb sheba), 村や郡の役所の補修費, 役所で使う灯油, 莫塵, その他を賄う為に, 彼等の粗徴収額から控除する事を許された慣行的金額である。この年の地方機構費 Rs. 2295 中, 村役人への人件費は Rs. 1191 と約半分を占めていた。なお, 後に詳述するように, 合計, 100 人弱にも達した村役人の給与はとてこの慣行的な金額では足りず, 彼等は, 居住手当 (bhasha kharcha) という名目で各々の管轄村落から日当を受取っていた。次に, 取上げられなくてはならないのは, 同じく人件費に関わる控除 (shumar kartan) である (項目 13)。これは, 二つの郷 (taraf) に置かれた武装人員 (歩兵長 1 名, 銃卒 1 名) の維持費であり, 地方のレベルで予算が執行されたと思われる。その他に, 地方役所の様々な項目の必要経費 (紙, 油, 莫塵, 修繕費) が地方で徴収され, 支出された (項目 8, 20, 21, 22)。中には, 中央役所で必要とする食料や嗜好品, 祭儀の供物などが代官の命令 (farmaish) で中央に送られ, その費用を地方諸経費として徴収した場合もあった (項目 17)。その他にも, ザミンダールの在地支配と密接に関連した諸経費が地方勘定の中に見出せる。それは, 地方における地代の払い初めの儀式 (mafassal punnah) の時に使用する花, 赤色顔料 (chandan), 嗜好品 (口中で石灰等を混ぜて噛む特殊な葉 (pan) と実 (shupari)) の費用, 役人への贈物 (chanda. 本来は, 慈善を意味する), 各種日当 (中央や郡から滞納した地代の督促などに各村に送られる監視兵 (mohussil) 兼歩兵 (paik & piadah), 運搬労働者 (begari. 本来は, 無償労働奉仕を意味する), 財貨運搬の護衛兵 (arinda) 等に支払った日当や食費) 等がこれにあたる (項目 25, 26, 27, 28, 29)。また, 各村が地代支払の為に村役人をしばしば保証人に立てて金貸から借金をしたが, その元金及び利子の返済等も, 表中の当該項目に見られるように, 地方勘定の中で無視し得ない比重を占めた (項目 33, 34, 35)。さて, 今まで見てきた諸項目は, 上から, ザンダールの支配を

村落に貫徹させていく論理により方向づけられたものといってよく、それらの徴収及び執行を司った村役人は、ザミンダールと村落社会を接続する要の位置にあり、ザミンダールの村落支配の末端機構として有効に機能していた事が理解される。しかし、我々が今検討している地方勘定の中には、上からの支配の論理だけでは十分な位置付けの困難なものもある。最後に、この点を見ておきたい。それは、地方神事費及び聖人費用（項目 30. 在地におけるヒンドゥーの各種の祭事とムスリム聖人の供養費）、農民代表諸経費（項目 31. 農民代表としてザミンダール役人等と交渉する際に掛かる諸費用）、布施・施し費用（項目 32. ヒンドゥーやムスリムの村人が行う施しの費用）等である。これらの支出は、本来は、在地社会に内在する論理及び倫理に基いたものであると考えられるが、それが、村役人によって徴収され、支出されていた事は、ザミンダール支配と在地社会との関係を考察する上で、見逃し得ない事実である。しかし、ここから、ザミンダールが在地社会の内部論理にまで支配の手を及ぼし上からがんにがらめにこれを掌握していたと結論すべきではなく、先に見た様に、臨時付加課徴がザミンダールと農民との相対によって決定された事と合せてこれを捉えるなら、むしろ、ザミンダールは在地の論理を尊重し、在地的了解ないし慣行の上に、自己の支配の論理を構築せざるを得なかったのだと考えるべきであろう。もちろん、支配の論理と在地の論理は、常に、密接に絡みあい相互干渉を繰返しつつ、それぞれ、不斷に変化していくのが歴史の実相であるから、今、上で述べた事柄も固定化して理解してはならないのであるが。

(ii) ザミンダール財政における支出構造

既に、幾度か触れてきた様に、当時のザミンダール勘定において、かなりの程度まで収入と支出が一体化しており、受取勘定を検討した前節の作

18 世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (1)

業が同時に支払構造の大略を示す事をも意味していた。とはいえ、ここで、ザミンダール財政における支出構造を簡潔にまとめて見ておく事は、有益であろう。まず、前掲表 2 をハリントン報告主文によって補い、又、表 2 中のマトートを構成する 26 項目は、それぞれの性格によって下記の諸項⁵⁾に再分類した上で、中央における支出構造を整理すると、次の様になる。

政府地租	Rs. 49019	72.0%
祭事費用	3240	4.8
経営費	15846	23.3
中央機構費	Rs. 4398	6.5
旅費, 日当, 輸送費	415	0.6
物品, 役所補修費	467	0.7
農民慰撫, 領内福利	3045	4.5
儀式	14	nil
ザミンダール個人の諸経費	5962	8.8
両替差損・通貨磨滅損料	1545	2.3
総支出額 (通常諸項目)	Rs. 68105	100.1%
ザミンダール交代に伴う例外的費用	11614	
政府役人の諸経費	3011	
所領購入費に対する利子	8603	
1194 年度 (西暦 1787 年) の総支出	79719 (Rupees of sorts)	

上表に明きらかなように、この所領のザミンダールは、通常、領地からの中央受取の 7 割強を政府に地租として払込み、残る 3 割弱を可処分所得として得た。彼は、この内、8 割強を経営費として使い、残る 2 割弱は、宗教上の諸経費として用いられた。経営費の使途をみると、ザミンダールの居館の維持費などからなる彼の個人的諸経費を別にすれば、役人、兵士などの人的組織維持の為の支出が多く、次いで、農民慰撫、領内福利と特

徴付け得る領民対策費が、大きな比重を占めていた。尤も、既に述べたように、宗教・祭事費及び人的組織費の主たる部分は、貨幣ではなく、この表の枠外にある免租地の形で与えられており、それを考慮に入れば、これらの支出のザミンダール財源に占める比重は、はるかに大きくなる。この点は、次章で詳しく検討するので、ここでは指摘するに止める。又、これも、既に触れた事であるが、ザミンダールの地方勘定には、上掲の表では捕捉されていないかなり大きな部分があった。そこで、表3によりつつ、この点を整理しておきたい。但し、表3は、収入と支出を区別していないので、収入即ち支出という等式が成立するものと仮定して整理を行う他なかった。又、この表は、地方勘定を出発点として作られているから、地方から中央への地代の引渡しは支払いとなる。この様に、幾つかの重要な制約のある事に留意しなくてはならないが、とにかく、その作業の結果を下に示す事にする。

中央勘定への繰入額	Rs. 67324	(但し、通常支出は 58589)
本租	Rs. 54779	(項目 6)
付加課徴 (マトート)	3810	(項目 12, 14)
ザミンダール交代に伴う例外的費用		
検地役人経費	8735	(項目 9, 10)
地方勘定で処理される諸項目	Rs. 15571	
宗教・祭事	659	(項目 16, 30)
経営諸経費	14912	
地方機構費	3784	(項目 7, 13, 24)
日当, 食費, 運搬費	1706	(項目 26~29)
物品, 補修費	260	(項目 17, 19~23)
贈与	560	(項目 11, 15, 25)
儀式	58	(項目 18)

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (1)

農民諸経費	8544	
慈善	747	(項目 32)
共同経費	2084	(項目 31)
借入金	5713	(項目 33~35)
両替手数料		Rs. 2281 (項目 4)
使途不明金		Rs. 24 (項目 36)
ザミンダール財政の全規模		Rs. 85200 (Rupees of Sorts)

この表の諸項目については、既に上で述べてきたので繰返す事は避けたい。中央勘定に比べて通常の支出総額が25%ほど上回っている。そして、この地方勘定にたいする政府地租の比重は六割ほどである。更に、次章で見ると、施与地と奉公地を含めて考えるなら、ごく大雑把に言って、政府への地租支払いはこの所領の全財源の五割内外に達したと考えるとよいだろう⁶⁾。なお、中央勘定では、ザミンダールの個人的な費用が大きな割合を占めたのに対して、地方勘定では、村差配が徴収し管理するがその支出は農民の意志に基づき農民の必要とする諸項目に当てられた農民諸経費のウェイトが高いことが、両者のそれぞれの特徴を表している。

(iii) 小括

我々は、以上において、1787年当時のスワルブプール領の財政構造について、ハリントン報告に導かれながら、詳細にわたって見てきた。その中から、地代やその他の諸課徴の徴収において、村差配がザミンダールと農民を繋ぐ極めて重要な機能を果していた事が明らかになった。彼は、時には、在地社会の側でなすべき性質の共同的支出の徴収を代行する事さえあったのである。これは、確かに、一方においては、ザミンダールの権力が在地社会の奥深くまで浸透していた事を示すものだが、他方においては、

ザミンダールの徴収し得る諸項目は慣行的に農民によって了解されている範囲に原則として制限されていた事を見逃してはならないだろう。それを超えた要求が行なわれる時には、農民の事前の了承が必要とされ、かくしてザミンダールといえども慣行によって強く拘束されざるをえなかったのである。それと同時に、このことは、在地社会の側に、特に、重立った農民達の中にその様な意志決定を行ない得る力量があった事をも意味している。但し、この点の一層の検討は、別稿を俟たねばならない。

ところで、サドゥニーという用語が端的に示した様に、当時のザミンダール財政では、徴収＝支出という等式が成立つ部分が極めて大きかった。これは、当然に、ザミンダールの財政の硬直性が非常に高い事を意味する。見かけの財政規模に比して、ザミンダールが自由に支出できる部分は、極めて小さかったのである。この事は、我々が当時のザミンダールを論じる際には十分に注意しておかなければならない、重要な点である。

本章で扱えたのは、ザミンダール財政の貨幣的な側面のみであった。既に、何度も述べた様に、ザミンダールの経営構造は、貨幣化された部分のみを以てしては、十分な理解は不可能である。従って、次章においては、免租率公地や施与地を始めとして、ザミンダールの所領経営の非貨幣的側面にも検討を加えることにしたい。

第二章 統治構造

前章においてこの所領の財政構造を検討した際に、我々は、ザミンダールの吏員が在地社会の共同経費の一部を管理している事を見た。しかし、他方で、ザミンダールは恣意的に領民に対する経済的要求を行なえる訳ではなく、彼の要求は、在地慣行によって正当とみなされる範囲においてなされねばならなかった。この様に、ザミンダールの統治は、在地社会に深

く浸透しつつも、同時に、在地社会の秩序・論理に規制されるという二面性を持っていた。この二面性は、彼の在地支配の構造それ自体の中にも反映している。本章は、スワルププール領の統治機構を出来るだけ具体的に把握する事を目的とするが、その際、ザミンダールの領地支配のこうした特徴にも注意を払っていきたい。以下において、ザミンダールの統治構造を、(1) 地代徴収・治安維持の機構、(2) 司法・裁判のあり方、(3) 宗教の三つの側面から見る事にする。

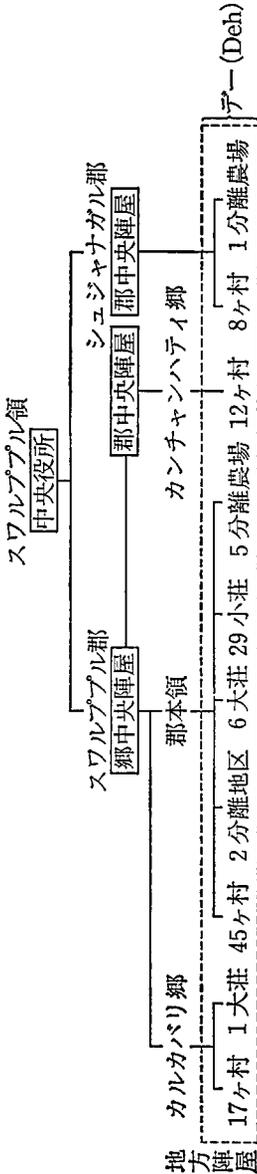
(1) 地代徴収・治安維持の機構

この所領は、先述のごとく、面積は約13万ピガ(315.5平方キロメートル)であり、人口は、ごく大雑把な推計を試みるなら、およそ、6~8万人⁷⁾と考えられる中小規模の所領である。中心をなすスワルププール郡は、更に、45ヶ村(mauza)からなるスワルププール郡本領(Nij Pargana Swaruppur)と12ヶ村からなるカンチャンハティ郷(Taraf Kunchunhatttee)そして17ヶ村からなるカルカバリ郷(Taraf Kalkabari)の三つに分かれて⁸⁾いる。それに加えて、シュジャナガル郡(Pargana Shujanagar)の一部(8ヶ村)がこの所領に属している。ところで、スワルププール郡本領とカルカバリ郷は一括して単一の警察・行政区域をなしていたが、残るカンチャンハティ郷とシュジャナガル郡はそれぞれ独立した警察・行政単位をなしていた。大略この様に概括し得るこの領地において、ザミンダールはどのような陣容、方法によって地代を徴収し、領民を統治していたのだろうか。

(i) 地代徴収

この点は、先述の如く、かつて、詳しく検討した事があるので、ここでは、ごく簡単に主要な特徴を見るに止めたい。この所領は、上に述べた様

図 スワルププル領の構成



備考：ハリントン報告，同封文替第16号（List of Dehs, Amins, Karmacharis and Zimmeldars of Parganas Swaruppur and Shujannagar）を図表化した。

に、合計 82 ケ村 (mauza) を含むが、地代徴収の上からは、更に、幾つかの区分が見られた。ここで、まず、それらを整理しておこう。最大の単位は、いうまでもなく、所領 (zamindari) である。次に、この所領は、二つの郡 (pargana) に分かれた。そして、中心をなすスワルププル郡は、郡本領と二つの郷 (taraf) に分割されている。更に、これらの郡や郷は、総数 126 に達する地代徴収上の小区域 (deh) に細分される。デーは、通常はヴィレッジと同義とされているが、本稿の依拠する史料では、地代徴収上の最小区域と解さねばならない。何故ならば、ここでは、デーは、別図に示されている様に、4 ないし 5 種類の最小区分の総称とされているからである。ここで最小区分というのは、村 (mauza)、分離地区 (kismat)、大荘 (large chak)、小荘 (small chak)、除外農場 (kharij jote) である。これらを地代支払い上の最小区分と呼ぶのは、この時期においては、これらが地代負担の最終責任単位であっ

たという理由からである。もちろん、これらの徴税上の地域区分の下に多数の農民家計があり、それが、農業生産上の基本単位をなしたと考えられる訳であるが、ザミンダールに対する地代負担という面での最小責任単位は上に挙げた4つ又は5つの小区分であり、それらが、ザミンダールとの間で約束された地代額の納入の責任主体として、連帯責任を負ったのである。すなわち、例えば、村(mauza)の場合には、その農民が逃散(palatakata)したり死亡したりして耕作面積が減少しても、その村の一括地代額は減免されず、残った村民(hazira)が連帯して不足額を補償せねばならなかった。

さて、この様に、この所領は、126の地代支払い単位に分かれていたのだが、それらからの地代の徴収は、すぐ後に述べる例外を除いて、村役所(gram kachari)を拠点とする村差配(mafassal amin)によってなされた。この所領には、村差配は36名おり、彼の下で書記をしたり補佐をしたりする村方事務官ないし村書記(gram karmachari. patwari と呼ぶ場合もある)は59名いた。従って、何人かの差配は、複数の村、分離地区、大荘、小荘、を一人で管轄し、複数の村書記を従えていた。例えば、ラムシュルン・ライ(Ramshurrun Rai)とシュッダスル・ダーシュ(Suddasul Das)の二人は、それぞれ、九ヶ村ずつを管掌し、前者は5名、後者は4名の書記を率いる大村差配であったし、もう一人の村差配ゴピー・バグチ(Gopee Bagchi)は、一ヶ村、三大荘、一小荘の管理を任せられ、3名の書記を使っていた。

この様にして、村々には、ザミンダール側の村役人が任命されており、彼等は村長や重立った農民(北ベンガルでは、pramanick, pradhan, bosneah等と呼ばれた)との間で、それぞれの村の年貢額を取り決め、村請けの相対契約を結んだ。もちろん、各村の差配の許には、ザミンダールの郡役所から、その年にその村から要求すべき金額が指令されて来るが、そ

れを村人の側に取り次ぎ、説明するのは、差配の重要な役目であった。そして、村人の側から、村の耕作状況や、自然環境の変化、更には、逃散したり死亡したりした村人の人数が報告され、そうした事情に基づいた減免要求がなされた。こうした交渉の末に、恐らくは代官の承認を受けて、その年の村請け年貢額 (tahud jama) が決定された。この村請け額に従って、村人は、差配に年貢を払い、差配はそれを郡役所に納入したのである。この支払いは、年間をほぼ月割にして、収穫月には多く、端境月には、ごく少なく配分してある。しかし、しばしば、村人の農作物の換金のタイミングと年貢支払い期限とがずれて滞納が発生してしまい、ザミンダールの陣屋 (後述) から武装兵が村に送られるという事態に立ち至った。この様な時、代官はまず村差配を監禁して尋問し、年貢の滞納の責任を問うた。その結果、延納の原因が村人の側にあると判明した時に初めて、代官は村人に対して兵卒を差し向けた。この様にして村に送られ滞在する兵士の食費その他の諸経費は、村の共同の出費となった。村人や村差配は、この様な困惑させられる状態に陥るのを避ける為に、一時的に生じた年貢支払い上の遅滞を、しばしば、金貸しからの借入金によって解消した。この時、村差配は、村の共同の借金に対する保証人になる事が多かった。前章で、兵士の食費や日当、借入金の利子支払い等とされた支出項目は、この様にして、生じた。以上が、村差配の管理下にある諸村からの、年貢徴収の概要である。

この所領の収入の6分の5は、村差配を通して上記の如くに徴収されたのだが、残る6分の1ほどの徴収は、先に触れた様に、一般村落の埒外にあった。この様な扱いを受けたのは、この所領に19名ほど存在した年貢請負契約者 (zimmehdar) の管理下におかれた九ヶ村、28小荘、五除外農場からなる請負地 (zimmeh) 群であり、それに加えて、請負 (ijara) にだされた市場地、そして、一部有力農民からの要請によって母村から切

り離され、村差配の管理から離れた独立農場 (huzuri jote) 等であった。ところで、独立農場主 (huzuri jotedar) については、彼等が1787年にRs. 4762の地代を課せられていた事が知られるが、年貢請負契約者のザミンダールとの交渉や請負地経営の実際については、全く、直接的な情報がない。市場地請負についても具体的内容は不明である。独立農場については、更に、その経営を含めて、かなりの情報が得られるが、それは本稿に続いて発表を予定しているこの時代の農業生産と農家経営に関する論攷の中でまとめて論ずる事にしたい。さて、上述の如き、重大な例外はあるにせよ、先に述べた村差配を通しての地代徴収が、この所領における基本的な形態であった。

(ii) 統治の組織

前項で見た地代徴収のあり方においては、ザミンダール側では代官の統轄の下に村差配と村書記が、そして、農民側では村長や重立った農民が重要な役割を果していたが、徴収の実務が円滑に進むにあたっては、その背後に、本項で詳しく見ていくようなザミンダールの強力な在地支配の実力組織が存在していた。本項では、この組織を、単なる支配の為の強制装置としてだけでなく、ザミンダールによる在地社会のより広義の統治の中核的機構として把握する事を試みたい。この作業を通じて、ザミンダール地方支配の社会的性格の一端を浮彫りにすることが出来れば、幸いである。

スワルププールのザミンダールの統治組織は、この所領から35~36キロメートル離れたラングプール市中に置かれた中央役所 (sadar kachari)、領内の郡及び郷の陣屋 (pargana tainaut, sadar tainaut)、そして、最末端の村役人 (gram karmachari) という重層構造をなした。

まず、陣屋 (tainaut) と呼んだものから、見て行く事にしよう。原語タイナートは、元来はタナダールと呼ばれる警察官或いは治安官などの派

表5 陣屋構成表

	人数	奉公地 総面積	内、不 輸租地	内、輸 租地	本年貢 (Asal Jama)
スワルププル本領及びカルカバリ郷					
郡陣屋					
書記官	8	334	155	179	10-10
ベルシァ語書記官	1	75	75		
騎兵	3	142	20	122	32-2
歩兵 (piadah)	29	407	259	148	9-15
貨幣検査官	1	8	8		
歩兵頭と歩兵	186	2630	308	2322	819-12
同上 (神殿所屬)	35	362	325	37	15-4
神殿奉公人 (生贄執行吏)	1	8	8		
紙漉き職人	1	73	73		
裁縫師	5	104	54	50	1-12
運搬夫	25	255	255		
犁使い	27	243	42	201	20-2
矢作り職人	1	1	1		
研磨職人	1	4	1		
銃兵	3	42	42		
洗濯夫	3	30	30		
駕籠昇 (Kaharan)	28	316	316		
マット職人	2	27	27		
大工	2	24	14	10	0-12
清掃夫、雑役夫	20	70	70		
衣服修繕師	1	6	6		
経文朗吟者	1	6	6		
地方分所 (地方陣屋)					
書記官、事務官	6	65	48	17	2-0
貨幣検査官	3	34	2	32	3-1
歩兵頭と歩兵	154	1559	373	1186	230-3
警吏 (Kotwal)	161	1212	580	632	75-4
道路工夫	9	90		90	10-5
犁使い	5	30	30		
紙漉き職人	8	38	33	5	0-15
清掃夫、雑役夫	12	58	58		

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (1)

カンチャンハティ郷					
郷中央陣屋					
グルトッリー在駐書記官	1	10	10		
歩兵頭	1	25		25	2-9
金庫護衛兵	4	40		40	3-8
歩兵頭配下	14	136	26	110	10-12
貨幣検査官	1	24		24	3-12
神像供養バラモン	1	24	24		
神殿付奉公人	1	9	9		
犁使い (Khamaloo)	1	11	11		
犁使い (Haluah)	5	40		40	2-3
清掃夫	1	2	2		
神殿付牛飼い	1	4	4		
駕籠昇	10	107	107		
市場警備兵	9	94	14	80	7-4
地方分所					
歩兵頭	4	45	12	33	3-13
歩兵 (Mridah)	3	28	16	12	0-2
歩兵 (Paik)	33	279	156	124	16-17
警吏 (Kotwal)	25	197	120	76	7-7
事務官	7	88	10	78	14-10
神像世話係	1	13		13	5-1
貨幣検査官	4	31	11	20	1-2
直當地管理人 (Khamaru)	17	138	41	97	19-6
シュジャナガル郡					
郡陣屋					
書記官	1(?)	20	20		
騎兵	1	20	20		
歩兵 (Piadah)	3	47	47		
歩兵頭と歩兵	21	226	104	122	27-1
同上 (神殿所屬)	5	81	81		
駕籠昇	4	36	36		
地方分所					
警吏 (Kotwal)	9	64	63	1	0-7
総計	930	10092	4166	5926	1343-9

(備考) ハリントン報告, 同封文書第17号 (Abstract Account Chakran Lands of Parganas

Swaruppur and Shujanagar said to be conformable to the accounts of the year 1186). ただし、原表中の不明点につき、同報告の他の箇所における記述から補った。人数は、必ずしも、奉公に従事する実数を示さないかもしれない。明証は得ないがある場合には、数名の者が、1名の代表者の下で、これを保持することもあったであろう。

表6 奉公地概要

スワルププル本領及びカルカバリ郷		
郡陣屋	384名	5167 ビガ
地方分所	358名	3087 ビガ
カンチャンハティ郷		
郷中央陣屋	50名	526 ビガ
地方分所	94名	818 ビガ
シュジャナガル郡		
郡陣屋	35名	430 ビガ
地方分所	9名	64 ビガ
全所領		
中央陣屋	469名	6123 ビガ
地方分所	461名	3969 ビガ
合計	930名	10092 ビガ

備考：出典は表5に同じ。

遣（又は、彼の果すべき任務）を意味したと考えられるが、この時期のベンガルの用語としては、タナダールその他のザミンダール警察・治安スタッフで構成される地方統治のエスタブリッシュメントを指していた。しかし、これから見る様に、これを構成する人員は実に多様であり、これを単に警察・治安組織として捉えるべきではない。従って、本稿では、このエスタブリッシュメントの管轄する区域（他領では、しばしば、thana と呼ばれる）を警察・行政区と呼ぶ事にする。表5には、この所領の陣屋の全容が示されている。先に述べた様に、この所領は三つの警察・行政区に分れ、そのそれぞれに陣屋が設けられており、総数930名にのぼる人員が所属していた。三つの陣屋はそれぞれ地方分所ないし地方陣屋 (mafassal tainaut) を持ち、郡（或いは郷）の中央 (sadar) と地方 (mafassal) という二層の構造をなしていた。そして、この内の後者は、主だった村落 (mauza) に

分属していたと思われる。この点は重要なので、後に、私がそう判断した根拠を示す事にしたい。

表6によりながら、陣屋の構成をもう少し追っておきたい。総数930名の内、基本的には警察・治安の組織に属すと考えられるものは、騎兵 (swar), 歩兵頭 (sardar), 歩兵 (paik, piadah, mridah), 警吏 (kotwal) 等であり、703名に達する。つまり、彼等で、陣屋の人員の4分の3を占めており、陣屋の基本的性格が領内支配の武力装置であったことを示している。次いで、所領経営の事務方を勤めた書記官 (mohrir), ペルシャ語書記官 (munshi), 特務役人 (amin), 一般事務官 (karmachari) 等は、ずっと少なく、合計24名であった。そして、これに加えて貨幣の両替・検査を行う者 (potadar) が9名おり、これも、陣屋の構成員であった。この内、7名は地方分所に所属しており、領内の大村に居住していた。ウィルソンは、彼等は村の銀細工師でもあるとしているが、この所領においてもこの一般的記述が当てはまるのかどうかは明らかではない。その他に、陣屋には、様々な技能をもった職人や、雑役を行う下級吏員が合せて125名おり、領地経営を行なっていく上で必要とされる種々の物資やサービスを供給した。更に、ザミンダール直営地の耕作を行う農業労働者や道路工夫等の労務者として合計64名が陣屋に登録されている。これに加えて、領内にザミンダールが建てた宗教施設の維持の為に、後述する神殿付設陣屋に加えて、更に、僧侶 (brahman), 経文読誦者 (khorae bhat), 神殿奉公人, 神殿所有の乳牛の世話係 (rakal) 等5名が、一般陣屋の構成員となっていた。

ところで、これらの陣屋の特徴の一つは、その人員の全員が奉公地 (chakran land) の給付によって報酬を得ていた事である。彼等の受け取った奉公地の合計面積は、10092ピガ (領内耕地面積の10%弱) にも達した。その内、4166ピガ (41.3%) は、免租奉公地 (bejamai chakran land) で

あり、残る 5926 ビガは、ごく低率の地代を納める輸租奉公地 (jamai chakran land) であった。単純平均すると、一人当りの奉公地は 11 ビガほどになる。こうして、この所領の統治機構の圧倒的大部分が給地奉公人によって構成された事は、ザミンダールの所領支配の性格を規定するうえで重要な点である。ところで、そこには、すぐに詳しく見る様に、警察・治安、事務方など通常の領地経営スタッフに始まり、神殿の要員、更には、裁縫師、大工、洗濯人、紙漉き職人、矢作り職人、馬匹世話係などまでにいたる種々様々な人々が含まれていた。統治の組織を土地の給付によって賄い、更に、陣屋内にこれらの職人群を抱えていた事により、経済的にいえば、ザミンダールは自己の支配機構を貨幣経済に大きく依存する事なく維持し得た。特に、当時の様に、なお、可耕荒蕪地が存在するという状況下では、ザミンダールは、貨幣給与によってこの大量の人員を維持する事に比べて、より小さな財政的負担によって、より多くのサービスを得る事が出来たのである。¹¹⁾ここに、本稿の冒頭で述べたザミンダールの中世的特質の一端を見て取る事は、誤りではあるまい。ところで、これらの給地奉公人の多くは、ザミンダールから与えられる奉公地の外にも、農民として一般農地 (raiyati) を保有しており、ザミンダールの在地支配を担う中核的存在であるとともに、彼等自身が、在地社会の一員たる性格をも持っていた事は、特に注意されねばならない。即ち、一方においては、ザミンダールは領内の男子成人人口の一割に近いと思われる人員をこうして在地社会の内部に擁しており、彼の統治が、在地社会の奥深くまで及んでいたと言う事が可能である。この所領における奉公地の起源を詳しく辿る事は出来ないのであるが、恐らくは、ザミンダールが在地の有力者を自己の権力機構に組入れた場合と、逆に、ザミンダールが自分の臣下や従卒を在地社会の中に植付けていった場合とがあったと思われる。現在私の利用し得る若干の史料の示す限りにおいては、後者の場合が、予想以上に多かった様である。だ

が、起源は何であれ、一度在地社会の内部に土地を与えられそこに生活の基盤を持てば、こうした給人たちの在地化を阻止する事は不可能であったろう。これは、先に述べた事とは逆に、ザミンダールの統治機構の内部に在地社会が根強い影響力を及ぼしたであろう事をも当然に意味する。そして、こうした事情は、スワルププールにおけるザミンダールの統治の性格を規定せずにはいなかったと言ってよかろう。いずれにしろ、北インドや北西インドにおけるザミンダールの権力基盤が血縁的、ないしは、同族的給合力の強さの中に表現されていた事に対比すると、そのような独自の支持基盤を持たないベンガルのザミンダールの在地的権力は、決して強固なものであったとは言い得ないであろう。

さて、以上において、スワルププールのザミンダールの統治機構とその性格の概要を提示したので、次いで、そのより具体的な姿を見る事にしたい。まず、ザミンダールの武装スタッフから見ていこう。上述の如く、ここには、奉公地をもつ各種の兵士達703名がいたが、その主力をなしたのは、歩兵頭 (sardar) に率いられた歩兵 (paik) であった。各歩兵頭は、各々十数人から数十人の配下を持っていた。この様な歩兵隊の中でも中心をなしたのは、地代收取の支援を専門の仕事とする4名の歩兵頭 (マール・サルダールと呼ばれた。ここでは、マール (mal) は、地代または公租を意味する) に率いられた四つの隊であった。この四隊は所領を四つの領域に分割し、それぞれの域内における地代收取に関する様々な仕事を代官の要請に基づいて実施した。興味深いのは、彼等は陣屋に所属するにも拘らずその縄張りも、先に見た、警察・行政区域とも、又、伝統的な郡や郷といった区分とも一致していない事である。もし、この歩兵頭とその配下の歩兵達が、完全にザミンダールの組織としてザミンダールによってしっかりと掌握されていたなら、この様な不一致は生じなかった筈である。むしろ、歩兵達は、特定の歩兵頭の手の者として頭領に対する忠誠によ

て統制されていたと考えられる。このことは、代官ドゥルガグッティの次の様な証言によってもある程度裏付けられる。「彼等の仕事は、先に述べたように、月々の請求書を村差配や村書記に届ける事であります。又、裁判に関連して特定の人物を召喚する事も彼等の仕事です。不穩の動きのある時には、それを阻止する為に警備の役を果します。また、私や上級役人 (amlah) が外出する時には、伴をします。私は、歩兵のサービスを必要とする時には、歩兵頭にそれを命じます。すると、頭領は、その仕事を部下の歩兵にやらせます。彼は、配下の歩兵の行動に対して保証を与える訳ではありませんが、その振舞に対して責任があると考えられています。」

この様に、4名の頭領に統率されながら、ザミンダールの領内統治の手足となったのは、主に、歩兵達であった。この他にも、市場地 (hat) を守備する一隊 (9名)、神殿を守る一隊 (16名)、金庫を守る一隊 (4名)、領外への飛脚を務める一隊 (29名)、役所に常駐して文書を守り、かつ、文書の保管役 (daftari) や役所における雑役 (莫塵をひろげ、燈明を灯し、送金袋を封印する) を果す一隊 (7名) 等の諸隊があり、それぞれ、歩兵頭 (sardar) と歩兵 (paik) によって編制されていた。更に、代官の直下には、盜賊改め (choari) の一隊 (1 sardar & 10 paiks) がおり、伝令として、又、夜間警護として勤務した。ところで、これらの歩兵たちは、皆、奉公地を与えられていたが、任務を与えられるとその勤務期間中は、別途、食費 (khoraki) という名目で、日当を受取った。地代関係の任務で農村に派遣された時は一日当り 15 ガンダ (ganda)¹²⁾、訴訟関係の時は、一アンナ (20 ガンダ)、そして、領外への使いであれば、一アンナ半 (30 ガンダ) が相場であった。そして、先に述べたように、初めの二つの場合であれば、それを負担するのは、農民であり、敗訴した者であった。

それでは、歩兵以外の武装スタッフについて、知り得る所を見ておこう。ピアダー (piadah) は、バイクと同じく歩兵と訳す他ないが、序列はパイ

クより上であり、しばしば財貨の護送役を務めたり、滞納者を拘束する役目 (mohussil) を果たした。騎兵は、重装備の兵士であり、農民騒動の鎮圧などにおいて威力を発揮した。ムリッダ (mridah) は、バイクやピアダー、そして、次に見るコトワルとほぼ同じ役目を果たしたと思われる。警吏としたコトワルは、バイクに次ぐ多人数 (195名) であり、地方分所に属し、「村差配や村書記を助け、彼等が農民から地代を徴収するのを支援し、土地の測量にもときどき使われた。又、村の夜警 (negaban) を行なった」のである。村バイク (mafassal paik) と呼ばれる事もあった。こうして、コトワルは、マール・サルダール下の歩兵とならんで、ザミンダールの統治機構中で極めて重要な役割を担っていた。彼等は、村役場 (gram kachari) のある比較的大きな村、或いはその近隣の村に奉公地を与えられていたから、農民としての生産活動を行ないながら、同時に、村役場に駐在する村差配の許に出仕し、上記の様々な任務を果たしたものと考えられる。¹³⁾ 因みに、平均すると、2~3ヶ村に対して一つの村役場が置かれていた。先に、地方分所 (地方陣屋) は、主だった村落に分属したと表現したのは、この様な意味においてである。

さて、以上で、陣屋の構成員の内、ザミンダールの在地支配の実力的基盤をなしたと思われる者たちを見てきたが、陣屋には、これら以外に、様々な技能、職能をもつ人々が配置されており、ザミンダールの統治に必要な様々な便益を提供したのである。それでは、そうした人々を見ていく事にしよう。

まず、事務スタッフから見る。書記官 (mohrir) は10名以上おり、代官を助け、地代徴収や領内経営の事務を行う。村に対する年貢請求書の作成、実に複雑で多岐にわたる各種の帳簿の記帳と保管、出納に関わる諸勘定の計算等が主な仕事をなした。文字の読み書き、収支の計算、複雑な帳簿類の理解等、一人前の書記官になるには、相当の訓練を必要とした。べ

ルシャ語書記官は、僅か1名である。当時の州中央における正式の公用語がベルシャ語であった事を考えれば、むしろ、もっと多数いても良い様に思われる。ムスリム支配期でも村方のレベルでは、公式文書も現地語で作成されていた様である。特務役人と先に訳したアミンは、領内に揉め事があつたり、測量を行う必要が生じたり、他領の領主との間に境界争いが生じたりした場合などに、ザミンダールまたは代官の命令を受けて現場に赴き、問題の解決を図る事を重要な任務とした。一般事務官 (karmachari) は、書記官やアミンを補佐して、陣屋内の様々な事務を処理したと思われる。以上とは、いささか毛色が異なるのは、通貨の両替・検査官であったポッタダールである。これは、ベンガル経済史では、よく知られた事なのだが、ムガール州政府にしろ、英国東インド会社にしろ、ザミンダールから受取る地租を特定の正規通貨 (sicca rupee) に限定したので、政府に払込む際には、域内で流通していた非正規ルピーを鋳直すなり両替するなりして、正規ルピーに交換しなくてはならなかった。そしてこの為の費用は、地代なり地租を払う者が負担しなくてはならなかった。これには、両替料 (batta) と磨滅損料 (kam-ozzon) の二つが含まれた。農民が払込んだ各種の通貨を検査して、この料率を決定するにはかなりの熟練を要したので、その為の専門の人間が雇われる事になった。これが、ポッタダールである。この所領では、この専門職は、五つの大きな村にのみ合せて9名しかおらず、その他の村では「村差配、村役人やその他の有能な人間が」これを代行した。

次に、陣屋に属した各種の職人や労務者についてみる事にしよう。9名の紙漉き職人は、陣屋などで用いる用紙を供給するが、彼等が作れるのは粗紙¹⁵⁾だけであり、上質紙を使う時には外部から購入しなくてはならない。矢作り職人 (tulkar) と武器 (剣、銃その他) を研磨し手入れする職人 (shikulgar) は、ザミンダールの武装スタッフのために雇われている。マ

ット職人 (patni) は莫莖や莖をつくり、役所に供給する。大工 (bari, baru) は、役所や、陣屋の上級役人 (amlah), そして神殿などの為に大工仕事を行う。その他にも、洗濯人 (dhobi), 裁縫師 (darji), 衣服修繕師 (sutferah), 清掃人 (bildar, jarukush), 雑役夫 (mussalchi) がおり、上級役人や神殿にサービスを提供した。この他に、28名の駕籠舁 (kaharan), 25名の運搬夫 (dowlia) がいた。前者は、「上級役人が外出する時に駕籠を担ぎ、専門の運搬夫 (dowlia) が不在の時には、財貨をラングプール市まで運ぶ。」後者は、「代官やその他の上級役人の家で秣をつくり、又、ラングプール市まで財貨を運ぶ。彼等は、後の場合には、ザミンダールから食費 (khoraki) を貰う。彼等は、又、誰であれ郡を訪れた人物に従って、その荷物を運ぶ。」更に、英語でベアラ (bearer) とされた14名がいるが、おそらく、この運搬人と同様の仕事をした者であろう。道路の補修にあたる9名の工夫 (konneah, conllah?) も陣屋に直属していた。さて、陣屋には、今まで見てきたスタッフとは性格を異にする相当数の労働者が所属していた。ザミンダールの直営地 (khamar) を耕す38名の犁使い (haluah) と17名の耕作者兼管理人 (khamaru) である。なお、犁使いのうち5名は地方陣屋に属し、村の役所を清掃したり、直営地を耕作して差配に食料を供給したりしたが、残る33名は、郡や郷の中央陣屋に所属した。この直営地及びそこにおける耕作に関して、ハリントンは代官から興味深い証言を引き出しているのだから、見ておきたい。「ザミンダールの直営地は一箇所にまとまっています。それぞれいくらかづつが、Radhanagar 村, Hurirampur 村, Khamar Bhimpur 村, Rogonautpur 村, Ramnautpur 村, Firoznagar 村, Rypully (?) 村に分散しています。又、Chandipur 村には、チャンド・チャックラヴァルティの保有する直営地がありますが、私は、それを接収しました。……(これらの直営地の存在する村にはそれぞれ) 1名の直営地管理人 (khamaru) と5~6名の犁

使い (haluah) が置かれています。彼等は直営地を耕し、その生産物をそれぞれの村にある直営地倉庫 (khamar golah) に蓄え、中央からの命令があった時にそれを売却して売上益を送金します。彼等は賃金は受取らず、奉公地 (jagir assignment) を与えられています。直営地のごく一部は農民に小作に出され、地代が払われています。……全部で、(直営地は) 7~800 ビガになると思います。¹⁶⁾……」極めて明瞭に語られているので、説明は不用であろう。

さて、以上において陣屋の主要な構成員を挙げてきたが、これらに加えて、表6に示されているように、ザミンダールは、神殿の維持管理の為に守備兵を含めると45名にも達する一群の人員を陣屋の中に置いていた。しかし、彼等については、後節においてまとめて述べる事にしたい。

ザミンダールの在地支配の実力的基礎をなした陣屋の構成は、ほぼ、以上の如くであった。度々述べた様に、彼等は、全員、奉公地 (chakran land, jagir land) を与えられたいわば地付奉公人 (land servant) であった。しかし、ザミンダールの統治機構には、これらの他にも、貨幣による給与を受取った奉公人もいた。そして、彼等は、人数ははるかに小さいが所領経営の中枢をなす重要な役割を果していたのである。本項の最後に、こうした給金奉公人を見る事にしよう。

まず、注目されるのは、ザミンダールに代って現地にあって所領経営の実務を統轄する立場にあった代官と上級役人 (amlah) 及びその他の若干の者が、貨幣給の受給者であった事である。代官を含めて、彼等は、ラングプール市内と地方の両者を合せて15名いた。給与額は一人当たり年間 Rs. 12 から Rs. 501 と大きな幅があり、ザミンダールは、彼等の為に総額で Rs. 3110 を支出している。その他に、ザミンダールは、直下の兵力として、四隊の備兵を抱えていた。各隊の隊長のうち、3名がヒンドゥーで、1名はムスリムであった。この備兵の総数は明らかでないが、ザミンダール

のこの為の支出は年間 Rs. 1194 であったから、傭兵隊はそれほど大きな規模ではなかった。

貨幣給の奉公人には、更に上記の者に勝るとも劣らない重要性をもつ者がいた。即ち、村差配と村書記である。前者は36名、後者は59名、合計、95名の村役人中、奉公地を貰っていたのは僅かに6名であり、残る89名(92.7%)は、給金のみを得ていた。この所領は、1786年まで長期にわたってラージシャーヒー王家の飛び領であったので、村役人には領外のラージシャーヒー県から赴任したヒンドゥが多かった。彼等は、ムスリムの多いこの土地に来るにあたっては、国元から食事や身の回りの世話をするヒンドゥの従者を雇って同行せねばならず、生計を維持するには村書記は給与として月額 Rs. 5、村差配は Rs. 6以上を得る事が必要であると、代官は述べている。然るに、ザミンダールが、村方費用(moojari mafassal saranjami)の内、彼等への給与として支出した額は、総額 Rs. 1932(地方機構費から Rs. 1291.そして、「給与と食費」から Rs. 739.差額の Rs. 2は、端数の四捨五入の為。)に過ぎず、平均して一人当たり月額 Rs. 2以下であった。この明きらかに過小な給与は、各村役人が村人から受取る住居手当(bhasha kharcha)によって埋め合わされねばならなかった。これは、日当の形で払われており、村毎に村人の側でそれぞれの村役人の状況を考えて、金額を決定した。この事実は、ザミンダール側も承知し黙認していた。村役人の給与の大部分は、こうして、正規の雇い主のザミンダールによってではなく、彼等が管理すべき村人からの一種の貢納によって賄われていた事になる。又、代官の証言によれば、村差配はザミンダールが選任し、任命状(sanad)を与えたが、もう一方の村役人である村方事務官ないし村書記(karmachari 又は patwari)の大半は、村人によって選ばれたという。そして、この様にして雇われた村書記は、村人の考え一つで辞任させられた。他方、ザミンダールが直接任命した村差配や村書

記は、村人の意見のみで辞任させられる事はなかつたが、もし、「10名の村人が不満を抱く時には」、ザミンダールないし代官は事情を調査し村人の主張が正当と認められるなら、これを更迭する事が通例であった。この状況下では、彼等は、村人に対する圧政者として振舞う事は難しく、むしろハリントンも指摘するように、村人側からの影響力の下にあったと判断せざるを得ない。

(iii) 小括

以上において、長々と、スワルブプール領におけるザミンダールの在地支配の具体的あり方を検討してきた。ザミンダールは、陣屋の組織を土台にして、その上に、外部から雇い入れた管理者を用いて、所領の支配を行っていた。陣屋の構成員はいわば地付の奉公人であり、その意味で、深く在地社会の内部にまで根を下ろした存在となっていたといつて良い。この限りでは、ザミンダールの在地支配は強力なものであった。しかし、他方では、このような陣屋の構成下では、その内部に在地社会の論理が浸透する事を妨げ得ず、一方的に、上からの支配の論理を貫徹させる組織としては、ザミンダールにとって必ずしも相応しいものではなかつた筈である。ザミンダールが支配の中樞を担う上級・中級管理者を外部から登用した理由の一端はここにあったのかもしれない。もちろん、ベンガル州内では相対的に後進的であった北ベンガルにおいては、文官としての職務を果し得る人材が不足しており、そのような人々は、ベンガルの中では相対的に知識人層の厚く存在した比較的限られた地域（例えば、ムルシダバード、ダッカ、カルカッタ、マルダなどの大都市近郊や古くから学問が栄え知識人層が集住した若干の地域。ラージシャーヒーはこの様な地域の一つであった）から補給しなくてはならなかつたというもう一つの明らかな理由があったにしてもである。

(二) ザミンダールの司法権限

既に見た様に、ザミンダールは膨大な陣屋のスタッフを用いて、領内の不穏の動きを牽制し、もし反乱状態が発生した場合にはそれを鎮圧する治安維持機能、及び、盗賊、犯罪人の逮捕などの警察機能を有していたのだが、当然に予想される様に、彼はまた代官や村差配などを通して、領民に対して一定の司法権をも行使していた。ハリントンへの証言の中で、代官ドゥルガグッティは、領内の裁判等に関して、次の様に述べている。やや長文になるが、必要箇所を下に訳出したい。

私は、ザミンダール領に関連のある訴えは、全て受け付けます。誰かが他の誰かを掠奪したり、侮辱したり、負債に関する不履行があったり、或いはその他なんでもあれ訴えがあればそれを受理し、被告に対して衛兵(mohussil)を送ります。訴えがラングプール市内で(英人収税官に対して?)なされた場合にはそこから出頭命令(talab chitthi)が出され、当事者双方は市内に赴き、(収税官の下で)尋問がなされます。もし、(収税官が?)私に訴えを調査するように命令書を出せば、私はその件を調べ、当事者双方から和解書(razinamah)即ち私が紛争を解決した旨の申し状を取りつけ、収税官に送ります。(負債か、金銭に関する訴えが、もし私の許に来たら)私は、衛兵を送って被告を出頭させ、彼に対する訴えを聞かせます。そして、彼のそれに対する答えと反論を聞き、双方の提出する証文を調べます。その後、私は正義に基づいて判決を下します。そして、判決の金額は、状況によって、直ちに払わせたり、何回かに分割して払わせませす。(もし、窃盗、殺人、その他の犯罪に関する訴えがあった時には、)それが、重大な犯罪であったり殺人であったりするならば、私は事情を調査して、ムスリム法官(kazi)の押印した報告書と、もし逮捕できたならばその犯罪人を、収税官のもとに送ります。もし、侮辱的な言辞、打擲、こ

そ泥などの軽犯罪であるなら、私は事件を調べた上で、衛兵を付けた拘禁（鉄枷を着ける場合と着けない場合がある）、藤の鞭又は靴による叩きの仕置き等の罰を加えます。（郡内には、政府の治安官（fauj-dari officer）は、）いません。ナワーブ（nawab. 州大守であり、司法長官を兼ねる）の法廷はラングプール市内にあります。（重要な）犯罪人は犯罪状況の報告書とともに、まず（英人）収税官の許に送ります。彼は、尋問をした後に、犯人を刑事法廷（fauj-dari adalat. Nawab's court と同じ）の判事（darogha）に送ります。彼は、判決を下し、その報告をムルシダバードに（居る州大守の許に）送ります。

この様に、ザミンダールの権限の代行者である代官は、民事事件に関してはほぼ全面的に裁判権を行使し、刑事事件については、軽犯罪は自ら裁き、重大事件は国家の法廷に判断を委ねた。裁判の手續は、被害者ないし原告の訴えに基づき代官が当事者を召喚し証拠調べを含めた審理を行ない、判決を下すというものであった。そして、その判決の執行にあたっては、当事者の状況を勘案して、柔軟に対処した。ところで、領内のすべての訴えを彼一人で処理し得るはずはなく、その権限の大きな部分は、実際は、村の差配の手によって行使されたのである。この点についての代官の証言を聞こう。

（村差配は、村人に対して）衛兵を置き、拘禁し、若干の折檻を加える事が出来ます。小額の負債や軽度の違法行為に対して訴えがあった時には、彼等は、それを調べ、裁きます。しかし、重い罰を与えたり、重大事件を受け付ける事は出来ません。そうした一件は、私の所に回されます。時には、私が、村差配に訴えの処理を委ねる事もあります。

この様に、村差配は、ザミンダールの統治機構の一員として、ザミンダールの陣屋のもつ強制力を背景にして村落内で一定の司法権限を行使した。この権限の行使は、村落社会が構成メンバーに対して行う社会的強制とは

区別されるべきものであり、ベンガルにおける共同体的規制の弱さ、逆にいえば、ザミンダールによる在地社会の内部への統制力の浸透の一面を物語るかもしれないものとして、注目される点であろう。もっとも、我々は、未だなお、ベンガル在地社会内部の実情について、高島教授の先駆的構想を除いては、¹⁷⁾具体的な研究を持っていない。筆者は、当時の北ベンガルの農業社会には、従来推測されてきた以上に強固な、在地的社会秩序があり、それがザミンダールの領内秩序をある時は補い、又、ある時には両者は対峙することもあったと考えている。この点については準備中の続稿において検討を試みたいと思う。

ザミンダールの司法機能について論じるにあたって見逃し得ないのが、ムスリム法官(kazi)の存在である。この法官は、本来は、聖職者であると同時に、ナワープの管掌下にあって、ムスリム住民に対してムスリム法を解釈し実施させるといふ重要な位置を占める役職であった。従って、先の代官の証言において、一方で、領内に法官の存在を認めながら、他方で、政府の司法機構は領内に及んでいないと言ったのは、一見、矛盾している様に思われる。しかし、彼の説明は、必ずしも誤りではなかった。次項で見える様にこの法官は、領内人口の半分以上を占めたとされるムスリム住民にとって社会的宗教的秩序の維持ないし監視役とでも言える不可欠の存在であったとはいえ、とても、治安維持や警察の機能を果す政府の司法役人とは言い難かったからである。

(三) ザミンダール領における社会的・宗教的秩序

ザミンダールの領内統治における社会的、宗教的側面については、既に、今までの叙述の中で、多少とも言及してきたが、ここで、ややまとまった形でそれを見てみたい。

この所領の領主(ザミンダール)はバラモン身分に属す高位ヒンドゥーで

あり、他方、人口の過半数はムスリムであった。ただし、別稿でも多少触れた事であるが、北ベンガルの住民を単純に、ヒンドゥとムスリムに二分割する事は、正しくない。ムスリム住民の大半は下位ヒンドゥからの改宗者であり、なお「仮住いのムスリム」に留¹⁸⁾っており、ヒンドゥと全く異質の宗教世界を堅固に持つに至っていたとは考え難い。むしろ、そこには、ある種の宗教的混淆ないし融合が見られたと考えるべきだろう。他方、ヒンドゥ住民も、カーストによる差別性を別にしても、均質な人々であったとは言えない。即ち、彼等間の無視し得ない部分が、アッサム系、或いは、クッチ系の住民であり、それぞれに、平野部のヒンドゥとは、相当に異なった生活規範、社会組織を持っていたと思われるのである。この状況の中では、ザミンダールの統治は、重層し、混淆し、又ある時は対立する複数の社会集団ないしは社会秩序の存在を前提にして、それらを統轄し得るものでなければならなかった筈である。しかし、この様に、複雑に折重なりつつも地域としてのある統合性を示した北ベンガルの農業社会の構造を解きほぐし、一つ一つ具体的に把握する事は、現在の研究水準では不可能である。従って、ここでは、こうした事に関連すると思われる事柄のうち、幾らかでも情報の得られる断片を取りだし、論じることで満足せざるを得ない。

まず、人口の過半数を占めたとされるムスリム系住民に対して、ザミンダールはどのような立場で臨んだかを考えてみたい。当時のザミンダールにとって、ムスリム系住民が、ベンガル州政府を握っていたムスリム権力によって庇護を受ける存在であった事は、無視し得ない事実であったと思われる。この為、ザミンダールはムスリム住民に対して、社会・宗教的には、非干渉の立場を取らざる得なかった。そして、彼等の間における、社会的宗教的秩序の維持は、州権力の末端に少なくとも形式的には連なっていたムスリム法官 (kazi) に委ねられた。前項でも見た様に、ムスリム系

住民にとって、ムスリム法官は、彼等の日常生活にまで深く関与した重要な存在であったから、ここで、もう少し、この法官について見ておく事にしたい。代官の説明は、次の様である。

カジーはナワープが直接に任命した訳ではなく、(その仕事は)地方からの諸報告書に単に押印するだけではありますが、それでもナワープの役人であるとみなされています。彼の義務は、内容確認 (attestation) を必要とする書類に、その真正性に彼自身納得した場合に、押印する事であり、又、ムスリムの結婚式やその他の儀式において司祭の役割を果す事でもあります。彼の収入は、押印した書類に対する手数料、結婚式その他の司祭料金、更に、それぞれの村の農民の慣行的支払い等です。彼は、多くの村に、(代理の) 村方法官 (mollah) を任命して、農民からの慣行的支払いを受取っています。この金額は、私の勘定には示されていないし、その正確な額も私は承知していません。しかし、年間3~400ルピーだと思えます。現在のカジー、モハンマド・ワジェド (Mohammad Wajed) は、長年にわたって、当郡のカジーを勤めています。彼は、母方の叔父の死去に際して、この職を引継ぎました。彼は、ムルシダバードのカジー長官 (head kazi) から当郡のカジー職 (kazi mahal) を請負ったブッデルウッディーン (Budderuddin) の下で、副請負人 (kutkinadar) となっているのであります。

上に見た様に、彼は、領内のムスリム住民にとっては、ムスリムとして生きて行く上で不可欠の存在であった。結婚式の他にも、時代はやや下がるが F. ブキャナンの記述によれば、家畜の屠殺(ただし、牛の屠殺は、ヒンドゥ・ザミンダールのもとでは、許されなかったと思われる)、男子の割礼、葬式等日常的に大切な機会にムスリム教徒にとって必要な宗教的サービス(コーランの誦読など)を行なったのである。彼等が、住民の半分以上にとって、広い意味での社会秩序の維持の機能を果した事は否定で

きない。同様の機能は、すぐ後に見るように、ヒンドゥー住民においては、ザミンダールの維持した神殿 (ishwarbari) の僧官等によって果されていたと思われる。

こうして、ザミンダールの所領内であっても、領民中のムスリム人口に対しては、ザミンダールからは相対的に独立し、間接的にはあれ中央の州権力と結びついたムスリム法官、村法官が日常的な規範を支えていた。そして、更に、これと密接な関係を保ちながら、ムスリム住民はある種の自治的組織（今日の同地方で見られる salis のごとき調停組織）を持った可能性が高いが、残念ながら、同時代史料によりこれを確認する事は現在まで出来ていない。この状況の中で、ザミンダールは、少なくとも前章で見た財政構造（特に支出構造）から判断する限り、ムスリム人口に対する社会的統合力として機能する事は半ば放棄していたかの様であり、僅かに、ムスリム聖人の墓稜の維持費として、658 ビガの施与地 (pirpal) を与えていたに過ぎない。これは、このザミンダールが与えた同様の土地の 6.1% にすぎず、宗教施与地の圧倒的大部分 (93.9%) は、ヒンドゥー教に係るものであった。この他に、ザミンダールがイスラム教関係で行なった支出は、ムスリム聖人の墓稜への供物料 (pir sirni) として計上された Rs. 6 のみであった。かくして、ザミンダールは領内のムスリム住民に対しては、専ら世俗的な領主権力として対応し、一般的な民事・刑事の司法権を揮う事によって、一定の社会的秩序を守らせる機能を果しはしたが、それは、あくまで世俗的な次元に留っていたと、差し当たりは、考えておきたい。

それでは、ザミンダールは、領内のヒンドゥー系住民に対しては如何なる影響力を及ぼした（または、及ぼそうとした）のであろうか。これも、前章で見たザミンダールの財政構造や本章第一節の統治構造等を手掛りにして、考察してみたい。ザミンダールの宗教上の諸施設の中で、中心的な位

18世紀後半北部ベンガルの農業社会構造 (1)

表7 免租地構成

バラモン施与地 (Brahmottar)	7720 ビガ
神像施与地 (Devottar)	598
聖人施与地 (Bhogottar)	92
ムスリム聖人供養施与地 (Pir Pal)	658
一般免租地 (Lakhiraj)	830
直营地 (Khamar)	463
聖地施与地 (Kashi Brit)	1769
市場地 (Hautkola?)	206
マファサルチャクラ (Mafassal Chakla?)	68
<hr/>	
合 計	12404 ビガ
免租地保有者数・形成時期	
1714～40年に形成された免租地の保有者数	940名
1741～86年に形成された免租地の保有者数	219名
<hr/>	
合 計	1159名
備考: ハリントン報告, 同封文書第25号 (Account Bazi Zamin of Parganas Swaruppur and Shujanagar). ただし, 四捨五入し, また, 原表中の合計の誤りは訂正した。	

置を占めたのは、地代免除の施与地 (bazi zamin) であり、ヒンドゥ神殿に附設された陣屋 (tainaut ishwarbari) であった。

表7に示された通りに、領内には、12404 ビガのバジ・ザミンがあったが、その内、少なくとも10840 ビガ (産出地面積の約一割) は宗教施与地であった。しかも、この内、実に93.9%が、ヒンドゥ関係であった。そして、その内訳は、バラモン施与地 (brahmottar) 7721 ビガ、神像施与地 (devottar) 598 ビガ、聖人施与地 (boghottar) 93 ビガ、そして、聖地施与地 (kashi brit) 1770 ビガであった。この表に示された施与地の大半 (10053 ビガ) は、18世紀前半 (正確には、1740年) までに、当時のザミンダール、ラゴナート王 (Rajah Ragonaut. 1714年に死亡したと推定される) と恐らくはその妻であったシーテルブル王妃 (Rani Siterbull. 1714年から1740年にかけてこのザミンダール領の当主であったと思われる) が940名の被施与者にたいして与えたと記録されている。そして、残る、

2352 ビガは、ラームカント王 (Raja Ramkant) とベンガル史上に名高い王妃ボワニー (Rani Bhowani) が、1741年から1786年の間に219名に寄進したものであった。従って、この所領の施与地の大半は、ベンガルにおける半独立的ムガル地方政権を確立した大守ムルシド・クリ・カーンの治世及びそれに続く政治的安定期に与えられた事になる。安定したムスリム地方政権の続いたこの時期にヒンドゥのザミンダールが大量の土地の寄進をバラモンやヒンドゥ寺院に対して行なった事の歴史的意思を、ベンガルのヒンドゥ社会がムスリムの一層の浸透に対して行なった防御的行為であろうと推測する事は可能だが、残念ながら、それを裏付ける証拠を示す事は出来ない。何れにしても、施与地の圧倒的大部分がベンガルにおけるムガル地方政権の全盛期になされた事を注意しておきたい。被施与者の中には領外に住んで施与地からの収入のみを受取った者も少なくなかったと思われるのだが、なおかつ、この大量の土地寄進が、この所領にヒンドゥ僧を誘引する役目を果たしたであろうことは間違いあるまい。

次いで、神殿付設の陣屋 (tainaut ishwarbari) について見てみたい。これは、この所領を構成する二つの郡にそれぞれ置かれている。スワルププール郡本領 (nij pargana) は、この領地の中核をなす部分であるので、そこに於ける神殿陣屋の規模は35名、奉公地362ビガと大きなものであるが、シュジャナガル郡のそれは5名、81ビガほどの小さなものである。前者については、そのより詳しい構成が分かる。神像 (thakur) に仕えるバラモン僧6名、神殿經理の書記官 (mohrir) 1名、小間使い (bhandari) 4名、神像の賛歌 (kirtan) の歌い手1名、奏樂堂 (naobatkhana) の太鼓手 (badheekar) 6名、清掃人 (mussalchi) 1名の合わせて19名に加えて、警護隊長 (chouri sardar) 1名とその配下の歩兵 (paik) 12名、銃士 (barkandaz) 3名である。この他に、神殿附設の陣屋の置かれていないカンチャンハティ郷にも、神への勤行 (ishwarsheba) を行うバラモン

僧 1 名とその奉公人 2 名, 神像 (thakur) の為に乳牛を飼う者 (rakhal) 1 名が居り, この郷の陣屋の構成員として合計 49 ビガの奉公地を与えられていた。この様に, ザミンダールは計画的に, 領内の各区分に彼の奉じる神格 (Sham Rai Thakur) の崇拜のための施設を設けていた。²⁰⁾ しかも, この神像の名において, 領内の一村, 二小荘 (small chak) が請負われていたのである。又, 施与地の一部分 (568 ビガ) がこの神殿の維持の為に与えられていた。こうして, この神殿組織は, ザミンダールの統治機構のなかに組込まれる事によって, この領内では, 強大な影響力を發揮し得る位置にあったと考えてよい。ここに, 自らの奉じる神格の力を借りて領内のヒンドゥ系住民を宗教的に統制しようというザミンダールの意志を読む事はむしろ自然であると思う。特に, 先に触れた様に, 同じヒンドゥ系住民とはいえ相当に非正統的な人口を多数抱えていたこの地のザミンダールには, 彼等の教化は, 重要な課題であった筈である。更に, この神格の社会的影響力を拡大強化する事は, ムスリム系住民の間のカジー, モッラーらの影響力を相対化させるカウンター・バランスとしての意味も潜んでいたかもしれない。

さて, ザミンダールとヒンドゥ系住民とのあいだの社会的, 又, 宗教的な関係を示すその他の事柄に目を向けてみよう。その様なものとして挙げられるのは, ザミンダールが主催ないし援助した各種のヒンドゥ祭事・神事・儀礼, カーストに関わる調停, 職業に関わる秩序維持等である。これらは, ヒンドゥのザミンダールであるなら, どの所領においても, 多かれ少なかれ, 果していた機能であると思われるのだが, 従来のベンガル研究史では充分な研究の蓄積がなされてきたとは言い難い。²¹⁾ そこで, ごく初歩的な, 若干の基礎事実をここに示しておこう。ザミンダールと領民とのこうした関わりとは, 具体的には, 祭・儀礼の費用をザミンダールが領民から徴収し, 支出する事であり, 重要な祭や儀礼にはザミンダールが臨席す

る事である。この所領では、祭事・儀礼としては、新年の地代払い初め (punnah. Rs. 57), ドゥルガ祭 (Durga Puja), ドール・ジャットラ祭 (Dol Jatra. Rs. 132), シュウク・ラート祭 (Shukh Rat), プジャ・プルビー (puja purbi. ? Rs. 313.) 等を挙げる事ができ、神事費用としては、領内外の宗教施設の維持やそこでの勤行、供物の費用として、聖地費 (ka-shi brit. Rs. 2514), 中央及び村方の諸種神像供養・神前供養費 (deb sheba sadar, deb sheba mafassal, ishwar sheba, ishwarbari kirtan, Ramayon kirtan), 在村バラモンへの貢納 (gram thaki. Rs. 71) などさまざまな費目が挙げられる。これらを合計すると、ザミンダールは年間に自分の財源の内から、Rs. 4000 以上を支出していた。私の、こうした点に関する基礎的知識は目下の所まことに乏しいので、ここではこれらの項目を挙げるに止め、より踏込んだ検討は他日を期さざる得ない。さて、前章で見たように、この所領では、ザミンダールは、カーストに関する紛争を調停したり、追放されたカースト員の復活などにおいて、裁定権を行使し、若干の礼金 (jati salami) を得ていた。残念ながら、ハリントン報告は、これを一般的な形で述べるだけで、具体的な事例は与えていない。又、低位カーストではあるが、商業活動を行ない経済的には裕福であったシャファー・カースト (shahu) は、しばしば、その財力にものをいわせて、施主 (jajman) としてバラモンのサービスを受ける事があったし、シャファー以外の低カーストの中にもバラモンのサービスを受ける者がいた。このようなバラモンは、ヴァルナ・ブラフマン (varna brahman) と呼ばれたが、この様な、非正統的な行為も、ザミンダールがそれを認めた場合には、正当化され、維持されていくことになる。この時、ザミンダールは、この様なバラモンから若干の礼金 (salami) を取った。また、ザミンダールは、一部の洗濯人、床屋、漁師、その他から、それぞれの営業を続けることに対して料金を取る場合があったが、これは、恐らく、ある一定区域内では、

こうして許された業種に他の者が参入する事を制限する意味を持ったと思われる。もし、この想定が正しいとするなら、ザミンダールは、領内の職業構造ないしは分業体制を維持させるべく権限を揮ったという事になるろう。但し、前章で見た様に、こうした一種の職業規制が行なわれていたのは、領内のごく小さな範囲においてのみであったと思われる。前掲のブキャナの調査によれば、この地方における職業構造は、伝統的なカースト分業体制からは、相当に隔たったものであった²²⁾。それが、ハリントンの時代から彼の調査の行なわれるまでの20年間に生じた変化であるのか、或いは、元来この地方では厳格なカースト的分業がまだ行なわれていなかったからなのかは、現在の研究水準では断定する事は難しいが、私は、後者であったと考えている。

おわりに

ハリントンの報告によりながら、18世紀中葉から後半にかけての時期における、北部ベンガルの一つの所領の財政構造と統治構造をなるべく詳しく検討してそこにおけるザミンダールの農民支配の若干の特徴を指摘してみた。次稿において、ザミンダールの支配と時には対峙しつつ展開していた同時代の農民社会と、そこで行なわれていた農業生産について論じ、本稿と合わせて、英領初期のベンガルの農業社会構造の全体像に迫りたいと思う。

註

- 1) ハリントン報告は、東インド会社政府の地租局議事録 (*Proceedings of the Board of Revenue*), 1790年3月22日, 第14番, 第15番文書として収録されている。主報告と同封文書 (Enclosures Nos. 1 to 28), そして, 付帯文書 (Appendices A to G) からなり, 740ページを超える大判の手書き文

書である。私は、西ベンガル州立公文書館所蔵のものを利用した。

- 2) 谷口晋吉「英国植民地支配前夜の北ベンガル地方のザミンダール—所領支配構造を中心に—」『アジア研究』25—1, 1978; 同「18世紀後期ベンガル州北部スワルプル領におけるザミンダール支配の変容—年貢査定を中心に—」『アジア研究』26—2, 1979.
- 3) F. Buchanan, *Accout of the District or Zila of Dinajpur*, Calcutta, 1833, p. 321.
- 4) Rupees of Sorts とは、当時、ベンガルで流通していた各種の非正規通貨の総称である。より詳しくは、註 14 を参照されたい。
- 5) この表の数値は、ハリントンの主報告における整理された表 (Sicca Rupee 表示) と同封文書第一四号における代官提出の原表とを合成し、Rupees of Sorts で表示したものである。ちなみに、筆者の計算によると表 2 では、両替の総費用は平均 5.7% であり、表 3 では 6.3% であった。註 4 & 14 をも参照されたい。
- 6) この所領の地租は、ムスリム州政府の安定期には Rs. 22090 であったが、ブラッシーの戦いの直後に Rs. 37241 になり、更に、政治的混乱のピークといてよい大守ミール・カシムのもとで、Rs. 57794 に引上げられている。(James Grant's "Historical and Comparative Analysis of the Finances of Bengal", 1788, printed in *The Fifth Report of 1812*, W. K. Firminger's edition (1917), p. 316) 従って、18世紀の前半の安定期には、ザミンダールの財源に対する地租の割合はもっと低かったと思われる。しかし、その時期のこの所領の財源に関する信頼できる情報が全くないので、これはあくまで、一つの推測に過ぎない。施与地と奉公地を加えた場合の政府地租の割合を約五割とするにあたっては、この両種の土地の合計面積 (22501 ビガ) に、ハリントンの実測した三ヶ村の農民保有地の平均地代率 (15 アンナ 2 ガンダ) を掛けて得られた金額 Rs. 21245 を、この年に農民の払った総額 Rs. 85200 に加えた額を、近似的に、この所領の総財源とした。
- 7) 次の様な、単純な推計を行なった。この所領の耕地面積は、約 11 万ローカル・ビガである。当時の技術水準にあって、一台の犁で耕せる耕地は、8 ビガとされているから、約 1 万 4 千台の犁が存在したと考えてよい。そして、一台の犁で、標準的な小農家族 (5 名) が生計をたてたとみなせば、人口は、

約7万人となる。それに、多少の幅をみこんで、6~8万人とした。

- 8) スワルププール郡は、かつては、単一のタイナートをなしていたが、後で本文でも触れられる王妃ボワニーによって、三つに分割された。その内、スワルププール本領とカルカバリ郷は、ザミンダールが直接経営する通常の領地 (khas Taluks) とされたが、カンチャンハティ郷は、郡の本体から分離され、娘タラ・タクラン (Tara Takuran) に、低額地代で与えられ、その経営の為に別個の中央役所 (sadar kachari) と人員 (mokami establishment) が置かれた。とはいえ、その代官は、郡の代官の指揮下にある。この郷は、この様に、やや特殊な地所であり、bazi taluk と呼ばれた。
- 9) H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms...of British India*, 1968 (2nd edition), p. 501. 初版は、1855年。
- 10) 同上 p. 422.
- 11) 前掲拙稿「植民地支配前夜」(1978), 80 ページ。
- 12) 1 rupee=16 annas, そして、1 anna=20 gandas である。
- 13) ハリントンの実測した三ヶ村の内、村役場があったのは、最も規模の大きなラダナガル村だけであったが、比較的規模の小さな他の二ヶ村にも、奉公地が存在していた。(同封文書 第2)
- 14) 両替手数料 (batta) は非正規通貨 (rupees of sorts) を正規通貨 (sicca rupees) に換える時に生じる費用であり、市場における交換比率によって、1 ルビーに付き 1~2.5 アンナの割合である。これは、中央役所で全ての種類の貨幣に対して取られる磨減損料 (kam-ozzon) とは別物である。この率は固定されており、ルビーに対して、Sicca (12 gandas), Sonaut (1 anna), French Arcot (3 annas 2 gandas), Jusbi (4 annas 2 gandas), Gursal (5 annas 2 gandas), Oo soolee (6 annas 2 gandas) が課せられる。代官によれば、「受取の10% は、sonaut, 8~9% は、Arcot, そして残りは殆ど全て、第19年 sicca である。」そして、中央と地方では、この比率に差異があり、後者の方が、3 gandas ほど、多く支払われる。
- 15) ラングプール県の製紙業については、谷口晋吉「19世紀初頭北ベンガルの流通と手工業」『一橋論叢』98—6, 1987, 949~950 ページ。
- 16) 現物地代については、谷口晋吉「18世紀後期東部インドにおける実物年貢に関する一考察」『一橋論叢』82—2, 1979

- 17) 高島稔「ザミンダール・ライヤット関係の原型—インド社会史への試論」『北海道大学文学部紀要』18—1, 1970.
- 18) 前掲拙稿「流通と手工業」(1987), 943 ページ.
- 19) F. Buchanan, *op. cit.*, p. 92.
- 20) この様に神殿を計画的に領内に設置する事は、スワルププール領だけに見られた特殊な事態と考えるてはならない。隣接するベンガルの六大所領の一つディナジプール領においても、丁度同じ頃に、ザミンダールは各郡毎に神殿(thakurbari)を築いていた。一例として, S. Taniguchi, *Structure of Agrarian Society in Northern Bengal (1765 to 1800)*, unpublished Ph. D. dissertation submitted to Calcutta University, 1977, p. 45.
- 21) 数少ない例外として、高島教授の前掲論文がある。
- 22) 前掲拙稿「流通と手工業」(1987), 929~930 ページ.

(後記) 本稿の作成に当たって、財団法人清明会よりご支援を賜わった。記して、ここに謝意を表したい。